

御宿町告示第40号

御宿町議会第3回定例会を次のとおり招集する。

平成17年9月5日

御宿町長 井上七郎

記

1. 期 日 平成17年9月13日

1. 場 所 御宿町役場議場

平成17年第3回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成17年9月13日（火曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成17年度御宿町水道事業会計補正予算第1号)
- 日程第 4 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成17年度御宿町一般会計補正予算第2号)
- 日程第 5 議案第 3号 南房総広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 6 議案第 4号 布施学校組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 7 議案第 5号 平成17年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第 6号 平成17年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第 7号 平成17年度御宿町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第 8号 平成16年度御宿町水道事業決算の認定について
- 日程第11 議案第 9号 平成16年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第10号 平成16年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第11号 平成16年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第12号 平成16年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 一般質問
- 日程第16 選任第 1号 常任委員会委員の選任について

日程第 17 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程 発議第 1 号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務審査（調査）の件

出席議員（14 名）

1 番	石 井 芳 清 君	2 番	松 崎 啓 二 君
3 番	式 田 善 隆 君	4 番	伊 藤 博 明 君
5 番	吉 野 時 二 君	6 番	川 城 達 也 君
7 番	式 田 孝 夫 君	8 番	瀧 口 義 雄 君
9 番	白 鳥 時 忠 君	10 番	小 川 征 君
11 番	中 村 俊六郎 君	12 番	浅 野 玄 航 君
13 番	貝 塚 嘉 軼 君	14 番	新 井 明 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	井 上 七 郎 君	助 役	吉 野 和 美 君
収 入 役	五十嵐 義 昭 君	教 育 長	岩 村 實 君
総 務 課 長	綱 島 勝 君	企画財政課長	瀧 口 和 廣 君
教 育 課 長	田 中 とよ子 君	税 務 課 長	木 原 政 吉 君
環境整備課長	藤 原 勇 君	農林水産課長	石 田 義 廣 君
建設水道課長	井 上 秀 樹 君	商工観光課長	米 本 清 司 君
住 民 課 長	佐 藤 良 雄 君	保健福祉課長	氏 原 憲 二 君
代表監査委員	新 井 和 夫 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	吉 野 健 夫 君	係 長	市 原 茂 君
---------	-----------	-----	---------

開会の宣告

議長（伊藤博明君） おはようございます。

本日、平成17年第3回定例会が招集されました。

本日の出席議員は14人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

次に、議長の出席要求に対する出席者について報告いたします。

執行部のほか、本日は決算認定議案が提出されておりますので、新井和夫代表監査委員に出席いただきました。

これより平成17年9月招集御宿町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

（午前 9時00分）

諸般の報告

議長（伊藤博明君） 監査委員から、例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

町長あいさつ

議長（伊藤博明君） 井上町長より、諸般の報告とあわせてあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） おはようございます。本日ここに、平成17年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします案件は、平成16年度の一般会計及び特別会計、歳入歳出決算の認定を初め、平成17年度補正予算案など12議案でございますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、本年度は昨年より1週間早めの海水浴場開設となりましたが、今年度の夏季観光客の入り込み状況は、海水浴場で前年対比24.4%の減、これにつきましては、7月、8月の

2つの台風の襲来とお盆前半の天候不順に加え、お盆休みが土・日と重なったことなどが主な減少原因と考えられます。

また、町営ウォーターパークも同じく総体的には減少したものの、団体利用客やその他使用料が増となり、対前年比9%減にとどまりました。観光客の入り込み数は減少いたしましたが、開設期間中、海の監視体制につきましては、プール・海水浴ともに水難事故は1件もなく、関係者各位のご尽力のおかげで、平成10年度から8年間死亡事故ゼロという記録更新を達成することができました。関係者の皆様にこの場をおかりいたしまして感謝申し上げます。

一方、海水浴場閉鎖後の今月7日、残念なことに男性1名が御宿漁港付近で海水浴中、行方不明となり、捜索のかいもなく、翌朝、清水川河口付近で遺体で発見されました。心からご冥福をお祈りいたします。

次に、恒例となりましたビーチバレーボール大会が8月20日から3日間にわたり1,600名以上の参加選手による熱戦が繰り広げられました。天候の影響を受けず一定の集客力が望める参加体験型イベントのさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

また、30年目を迎えた「海と山の子交流事業」ですが、今年度は8月1日から3日の日程で実施いたしました。続く4日には、町の夏のイベントであります花火大会が開催されました。

8月29日には、夷隅郡市広域市町村圏事務組合定例会が開催され、高規格救急自動車の購入に係る契約を初め、9議案がいずれも原案どおり可決されました。

さて、今年も台風の季節を迎え、先にも述べましたように台風7号と11号の襲来で、幸いにも我が町では、総じて大きな被害は発生しなかったものの、収穫を控えた水稻の倒伏等がかなり見られ、また、海岸売店の一部が被害を受けたとの報告も受けております。近隣での多発する地震災害、また、昨年の台風22号の災害を教訓に、昨今、災害を身近なものとの認識に伴い、防災対策への住民の関心はかなり高まりつつあると感じております。

そのような中、9月4日に町内9番目の発足となります、高山田地区自主防災会と町消防団との合同防災訓練が実施されました。今後も合同訓練を通じ、住民の防災意識の高揚と初期応急活動の強化、さらに資機材の使用法の習得、情報収集及び避難誘導等活動体制づくりに努め、地域ぐるみでの防災体制確立を目指してまいりたいと考えております。

次に、9月9日に布施学校組合定例会が開催され、「平成16年度の決算」が原案どおり認定されました。

また、さきの6月定例会で既に承認済みの御宿小学校共同調理場の改修工事に関しましてですが、夏休み中に第1期工事を完了し、9月2日から従来どおりの給食提供をしております。

今後の予定といたしましては、冬休み中に中学校から調理機器の移設を済ませ、3学期からは町内小・中3校への給食配送をすることになります。

最後に、今年は5年に一度の国勢調査の年であり、10月1日を基準とし調査が開始されます。議員各位におかれましては、住民への調査の周知、また調査中の住民からの声のパイプ役を担っていただくなど調査が無事に終了できますようご協力をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わりますが、先に申し上げました12件の議案につきましては、充分なるご審議を賜りまして、ご決定いただきますようお願い申し上げ、冒頭のあいさつといたします。

会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。2番、松崎啓二君、3番、式田善隆君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしの声によって、会期は本日1日限りとすることに決しました。

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度御宿町水道事業会計補正予算第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、高料金対策の一環として措置されている借換債について、県と事前協議をしたところ、借換額及び借り入れ日が示され、申請から借り換え実行までの期間が非常に短く、議会の承認をいただく暇もなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき承認を求めるものです。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（伊藤博明君） 井上建設水道課長。

建設水道課長（井上秀樹君） それでは議案第1号の平成17年度御宿町水道事業会計補正予算第1号についてご説明させていただきます。

今回、専決処分の承認をお願いいたします補正予算につきましては、昭和54年3月22日に公営企業金融公庫から2,600万について、5年据え置き、23年償還、利率6.25%で借り入れた企業債についての借り換えを行うものです。

平成17年3月末現在の未償還金397万6,700円のうち200万円について、借り換えを行う予算措置です。専決に至りました経緯につきましては、借り換え要望調査から借り換え執行までの期間が非常に短く、予算承認をいただく期間がなく、専決処分をさせていただきました。

予算措置といたしましては、借り入れ限度額200万円、利率は年3%以内、償還の方法につきましては、借り入れ先の融資条件による償還とさせていただきました。借り換え要望から借り換え執行までの状況につきましては、平成17年7月15日に申請、平成17年7月29日に借り換えと、14日間であったことから平成17年7月11日に専決処分の補正とさせていただきました。

借り換え状況につきましては、利率1.95%、借換額200万円、償還期間3年です。結果として利息10万3,689円の支出削減となります。

次に、2ページの事項別明細書の資本的収入及び支出をご覧ください。

まず、収入につきましては1款資本的収入、3項企業債、1目企業債、1節企業債200万円で上水道高料金対策の借換債です。

その次の支出ですが、1款資本的支出、2項企業債償還金、1目企業債償還金、これにつきましては既決予定額3,702万7,000円、補正予定額200万、計として3,902万7,000円。1節、企業債償還金について200万ということで上水道高料金対策借換債分です。

次に、3ページですが、御宿町水道事業会計資金計画につきましては、歳入歳出同額によりそれぞれ額は変更なく5億3,704万3,000円です。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

約10万3,600円の縮減が可能ということでございまして、専決ということではございますが、これまで要望していた内容を執行していただいたということで評価できるものと思いますが、この中でちょっとお聞かせ願いたいんですが、第5条の関係であります、償還の方法、借入先の融資条件により償還をするというような説明が書かれておりますが、具体的にどのような内容なんでしょうか。簡潔にご説明をいただきたいと思います。また、今後こうした事案についての対応について、あわせてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 建設水道課長。

建設水道課長（井上秀樹君） この条件につきましては、まず、利率の問題ですが、年3%以内というのは、これ以上ですと実際にはこの予算が成立しないんですが、実際には利率が1.95ということで、早目にある程度の概略はわかっていたんですが、借り入れ措置の条件として書かせていただきました。

それから、融資先の条件によるということは、これは金融公庫の方からある程度取り扱い銀行に示されてはいるんですが、3年の元利均等償還ということで、その表が作成されて後から送られてくるというようなことで、このような記載をさせていただいたということです。

今後につきましても、それぞれの融資先、あるいは国の考え方の条件が整えば、そういった借り換え債をぜひとも利用していきたいと、そのように考えます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員が挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第4、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成

17年度御宿町一般会計補正予算第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第2号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、衆議院議員選挙に係る執行経費について、解散後、早急に事務を進める必要があったことから、平成17年8月10日、地方自治法第179条第1項の規定により、一般会計補正予算(第2号)の専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき承認を求めるものです。

補正予算額は、歳入歳出ともに647万9,000円を追加し、補正後の予算総額を35億3,592万8,000円とするものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長(伊藤博明君) 瀧口企画財政課長。

企画財政課長(瀧口和廣君) 平成17年度一般会計補正予算(第2号)について説明いたします。

予算書の3ページの事項別明細書により説明いたします。

歳入でありますけれども、県支出金の県委託金で衆議院選挙に係る委託金として、647万9,000円を計上いたしました。

次に、4ページに移りまして、歳出について説明いたします。

選挙費用に要する人件費として、職員手当、委員報酬として、361万3,000円を計上いたしました。また、物件費として報償費から備品購入費まで286万6,000円を計上いたしました。

歳入歳出ともに647万9,000円を追加し、補正後の予算総額を35億3,592万8,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長(伊藤博明君) これより質疑に入ります。

8番、瀧口義雄君。

8番(瀧口義雄君) 8番、瀧口です。

2点ばかり聞きたいんですけども、専決処分ということでほとんどが360万人件費という中で、大変人件費がかかっているという中で、今期日前投票もあります。1票の重みは十分承知しておりますけれども、当日、7時から8時までという、夕方、夜間にかけてどのくらいの投票者があったかどうか、それをおとといやったやつと、直近のやつですね、参議院、衆議院、

町長選、または私たち議員の選挙、もしデータがありましたら公表していただきたいと。それで、離島とかそういうところ、また天災等で繰り上げ投票もやっておりますから、そういう7時に直すことが可能か、また御宿の状況等を考えて、選管等でその協議していただけるのかというのが1点と、それと13ですね、35万3,000円と、選挙の看板の委託費なんですけど、国政だの突然の改選がありますけれども、大体決まった年に決まった選挙があります。そういう中で、立候補者数によって、大きさも違いますけれども、それをリサイクルとかそういう形で使えないのかと、またこの看板は捨てちゃうのかと、どう処理しているのかと、今多少古くたって別段問題ないと思いますけどね。国から金来て、この分浮けばまた返さなきゃいけないのか、その辺は別としても、何か選挙のたびに無駄だなと思っております。

その2点。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（網島 勝君） それでは、初めに今回の選挙の期日前投票等の人数につきましては、現在今回の選挙618人ございました。当日、有権者から投票率を出しますと、約8.7%が期日前投票で行われたという結果でございます。

それと7時から8時までの投票者が何人いるかということですが、今回の衆議院におきましては、262名投票しました。投票率にいたしますと、3.7%ということになります。今回は夏場に選挙が行われたということもございまして、前回の知事選挙が17年の3月に行われましたけれども、この場合は7時から8時まで投票した者が177名ございました。投票率にいたしますと2.5%。それと16年度の12月12日でしたか、町長選挙がございましたが、この時には160名ということで2.3%の投票率であったようです。

この7時から8時までということは、夏場の選挙で日も長いというようなことございまして、今回のように262名ございますが、冬場の寒い時期とかになりますと若干減ってくるということが現状ですが、いずれにいたしましても、これは公職選挙法の中で7時から夜8時までということがうたわれております。それ以外も例外としまして、先ほどお話がございましたように、災害等による場合、それから、これは2時間延長されているわけですから、普通にいけば今までだと6時とかだったと思うんですが、その辺の変更のところは、それ以降ですね、投票者数が余り少ないというようなことを見込まれば、選管として県の方に許可をいただくということになります。とりあえず県の方の考え方は、当然、県内の中で公職選挙法の原則に沿って7時から8時までというような指導もございます。

そういった例外を除いては、通常こういうような形で現在は行っているという状況でござい

ます。

それとポスターの掲示場ですが、これは今回8区画42カ所を設置したわけでございますが、これにつきましても県の選管の方から指示がございます。町の選挙の場合は、それぞれ町の判断の中で区画数を定めるわけですが、その後の利用につきましては当然業者委託でもって立っているという状況もございます。また、その看板の使用という目的の中では、必要に応じてその板とかそういうものがどこかで使えるような場合はそれを置いて使うと、それ以外のものについては業者に引き取ってもらっているというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

職員手当のことでお聞かせ願いたいのですが、時間外勤務手当、休日勤務手当、それから管理職特別勤務手当ですか、がありますが、例えば、平日間ですね、国政選挙の場合、長期、期間も長くなるわけでありますが、具体的に、例えば平日であるという期間になるんでしょうか。例えば期日前投票がございましたね、それらの時間等もあるわけですが、具体的なこの時間外勤務手当を支払っている、時間って言うのかな、期間って言うのかな、時間と申しましょうかね、何時から何時までがどういうふうになっているのかという具体的なことをお聞かせ願いたいと思います。

そして、特に投票日であります、これは早朝、早くからと思いますが、投票日についてはどういう時間でこれが支払われるのかということですね、最低何分とあってあったように記憶しておりますが、具体的にどういう形でその時間外をですね、これらの計算をされているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう一つ投票日においてであります、男女雇用均等法との関係でしょうか、昨今開票事務にも女子職員が当たられてると、大変ご苦労なことだろうというように思うわけですが、それについて男女をこの開票事務に当たらせる基準、具体的に男性職員、女性職員、何名、何名が今回職務に当たられたのか。そして、その職務に当てるときの基準ですね。これはどういう内容になっているのか、これらについてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 職員手当ということでございますが、投票用の選挙の事務従事者、これにつきましては、今回の場合ですと8月30日に告示が出されたわけでございます。当然、

31日から期日前投票が8時半から夜の8時までございます。そうした中で、5時15分以降8時まで行います。それと8時が、投票を終了してから、毎日、投票録を作成するというような状況でございますので、そういう中で一般職についてはその間の時間外手当、その他はまた11日間今回の場合は期日前投票がございましたから、それにつきましては土曜日、日曜が入りました。そういうことで、休日勤務手当も支給するということで行っております。

また、職員の場合の人件費ということでございますが、投票日については6時20分に集合させております。それから、7時から投票が始まるわけですが、投票場内の整理とか、それから机等の持って行ったものの中で、それぞれチェックをしたり、投票場内の入り口とかに張り紙を張ったり、氏名掲示、こういったこともやりますので、そういう準備に要する時間がございますから、そういう時間に使用をさせております。

それから、8時まで投票を行うわけですが、それまでの時間外手当を支給することにしております。その間、当然1時間当たりの、交替で食事になりますからそういったものは休憩時間で取っております。

それと開票事務につきましては、9時から開票ということで10分前には開票場に入れさせますので、それについて開票の終了するまでの時間外を支給しているという状況でございます。

それと、男女の職員の開票勤務につかせるということは、当然男女雇用均等法もございしますが、そういう中でできる限り今若い職員から順に投票開票に必要な人数だけを入れております。そういう中で、余り今は男女を区分するというようなことのないような形で行っております。

そうしたことから、1級、2級、3級、4級、下から順番に使って、今回の場合は補佐までが投票管理者につけております。それで、附属機関については今回開票事務からは投票だけでとどめております。課長も今回は投票事務には従事しておりません。

そういうようなことでやっております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第5、議案第3号 南房総広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第3号 南房総広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について提案理由を申し上げます。

平成17年12月5日から夷隅町、大原町及び岬町が廃止され、いすみ市が設置されるに伴い、南房総広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 暑い方はどうぞ上着を脱いでください。

井上建設水道課長。

建設水道課長（井上秀樹君） それでは議案第3号 南房総広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明申し上げます。

平成17年12月5日に夷隅町、大原町、岬町が廃止され、いすみ市が設置されることに伴い、南房総広域水道企業団の加入団体である夷隅町、大原町、岬町の地方公共団体について、南房総広域水道企業団規約から減少させる必要があることから、規約の地方公共団体の名称変更及び削除、並びに企業団の議員定数変更について市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定及び地方自治法第290条の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものです。

それでは第2条中、鴨川市の次にいすみ市を加え、夷隅町、御宿町、大原町、岬町を御宿町に改める、第6条第1項中、14人を12人に改める。附則として、この規約は平成17年12月5日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(伊藤博明君) 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第6、議案第4号 布施学校組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第4号 布施学校組合規約の変更に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は布施学校組合の組織団体である夷隅郡大原町が平成17年12月5日に夷隅郡夷隅町及び同郡岬町と廃置分合し、新たに「いすみ市」が設置されることに伴い、布施学校組合規約を改正することについて協議を求められましたので、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同条第2項の規定により準用する地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 田中教育課長。

教育課長(田中とよ子君) それではご説明いたします。

規約改正の内容につきましては、新旧対照表とあわせてご覧いただきたいと思います。

第2条、第5条中第1項、第10条につきましては、「大原町」とありますのを「いすみ市」とするものです。

第9条につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の改正が行われましたことによる条項を改正いたすものです。

第11条につきましては、布施学校組合につきましては、小学生のみの対象であるため「児童

生徒数割」とありますのを「児童数割」と改正するものです。

また、第1項中、第2項中と次ページにあります第12条の全文につきましては、地方自治法の準用規定についてでありまして、上位規定が優先することから規約からの削除をするものであります。また、その他の改正につきましては、字句等の訂正を行うものであります。

規約の一部改正につきましては以上のとおりです。よろしくお願いたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

布施学校組合規約、協議ということではありますが、ちょっと確認をしておきたいんですが、第7条3項ですね、管理者は、両市長の町の中から両市町の協議によって定めるという文面になっているわけではありますが、これ括弧は両町ということではありますが、この管理者再任について、過去どのような協議がされてきたのか、ほとんど御宿町が務めてきたのが実態だというふうに認識しておりますが、そうした協議が具体的に事務としてされてきたのか、されてこないのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

また、今後それが、協議ということではありますが、どのように対応されるのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、今までもそうだったんですが、特に2町の組合立学校だということで、特にお互いの町のいろんな行事、こうしたもので過去はバッチィングなどがあって、それから同じような授業があって、両方にあると。例えば、今週A町、来週はB町とかってというような話、そういう事例もあった中で、非常に煩雑さってというか、両町、2つの自治体から子供たちが通っていますので、そういうお互いの町の特質っていうのは非常に尊重してあげるべきだろうというふうに思うんですが、特に今回いすみ市となって大変大きな自治体となりますし、そういう面では、この間も協議会するときには申し上げましたけれども、いろんな面で心配が想定されますので、特に事務関係もなかなか向こうもきちんと市としての対応っていうか、体制がとれるまでには時間がかかるというふうに思うんですね。

そういうこともありますので、そういう事務的な調整っていうのは、その管理者をとったところが、要するに、その役場内のっていうふうにこの規約でも定められておるというふうに思いますので、管理者を置いたところが、その事務ほかのところですか、そういう面で細かな対応を特に要望して挙げておきたいわけですが、それについてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 布施学校組合が設立されてから、現在まで御宿町が管理者として事務等を行ってきております。具体的にその間、協議をされていたかというご質問ですが、今まで調査した中では、具体的に協議がされたということは確認をしておりません。

それと、2町組合立で行事等重複についてということではありますが、両町、いろいろ教育委員会関係の会合等もありますので、その中で細かい打ち合わせ等については、これからも同様に行っていきたいとそうように考えております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

そうしますと、これは町長の方にお聞きした方がいいと思いますが、申すまでもなく4条関係含めまして、引き続き布施学校組合の管理を担っていかれるという強いご決意と申しましようか、そういうことでよろしいでしょうか。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今までもそうでありましたけれども、これからもそういう覚悟でやっ
ていきたいと思っています。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第7、議案第5号 平成17年度御宿町国民健康保険特別会計補正
予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第5号 平成17年度御宿町国民健康保
険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回提案します補正予算（案）は補正額945万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出、それぞれ9億1,579万6,000円とさせていただきます。

内容につきましては、平成16年度における療養給付費等の確定に伴う、国庫支出金並びに療養給付費等交付金の精算と職員の人事異動に伴う人件費の追加補正です。

なお、本予算（案）につきましては、去る8月31日に国保運営協議会の審議を経ておりますので申し添えます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 平成17年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）についてご説明申し上げます。

補正の内容につきましては、町長から提案理由で申し上げたとおりですので、3ページの事項別明細書、歳入からご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金74万8,000円を追加し、予算額を6,746万8,000円とさせていただきます。これは一般会計繰入金、職員給与費繰入金の増額ですが、歳入で職員給与等の増額を行うことに伴い、財源としまして一般会計から繰り入れるものでございます。繰越金870万5,000円を追加し、予算額を3,570万6,000円とさせていただきます。内訳は療養給付費等交付金繰越金17万1,000円。その他繰越金853万4,000円の増額とさせていただきます。

次に、4ページ、歳出をお願いいたします。総務費74万8,000円を増額し、予算現額を1,196万9,000円とさせていただきます。これは職員の異動に伴う給与等の増額及び委員の報酬改定に伴う運営協議会委員報酬の減額によるものです。

諸支出金870万5,000円を増額し、予算現額を951万1,000円とさせていただきます。これは平成16年度の医療費が確定したことに伴い、国庫支出金並びに支払い基金からの交付金が超過したために返還が必要となったことによるものでございます。

以上、歳入歳出補正予算額、945万3,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を9億1,579万6,000円とさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(伊藤博明君) 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第8、議案第6号 平成17年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第6号 平成17年度御宿町介護保険特別会計補正予算(案)(第1号)についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたします補正予算(案)は、補正額2,356万9,000円を追加し、予算総額、歳入歳出それぞれ5億809万3,000円とさせていただきます。

主な内容につきましては、平成16年度介護給付費の確定に伴う、国・県、支払基金への負担金等の返還及び町負担金の追加交付、また平成17年10月に介護保険制度の一部が改正されますが、低所得者対策のための介護サービス費が創設されることに伴う増額補正をお願いするものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長(氏原憲二君) それでは、3ページの事項別明細書でご説明いたします。

初めに、歳入ですが、国庫支出金の10万円の増額は介護費用適正化緊急対策給付金で給付金の適正化を図るため、四半期ごとに介護給付費明細書を通知する事業に対する費用助成であります。繰入金、介護給付等繰入金244万3,000円の増額は平成16年度介護給付費の確定に伴う町負担、12.5%分の精算額です。その他一般会計繰入金10万円の減額につきましては財源更正で国庫支出金助成に対する一般会計の繰入金を減額するものであります。繰越金の2,112万6,000円の増額につきましては、前年度の繰越金であります。

以上、歳入の補正額2,356万9,000円を追加し、歳入総額を5億809万3,000円とさせていただきます。

次に、5ページの歳出であります。総務費につきましては財源更正です。保険給付費につきましては、特定入所者介護サービス費1,567万2,000円と特定入所者支援サービス費10万7,000円です。介護保険制度改正により10月から介護保険施設の居住費及び食費、ショートステイの滞在費及び食費が全額自己負担になることに伴う低所得者対策として新たに創設されたサービス費であります。利用者の収入所得に応じた負担段階と施設の種類や居室の様式に応じた基準額、負担限度額を定め、その差額を給付するものであります。

対象者は、介護保険施設入所者、5月利用分で74名中51名分と、ショートステイ分、月8日分を見込みました。特定入所者支援サービス費10万7,000円は要支援者で、ショートステイ利用者に対する低所得者対策であります。これも新たに創設されたサービス費で、月平均2名、5日分、5カ月分を見込み補正するものであります。

介護保険制度、10月改正による利用者への負担は負担区分により負担額はそれぞれ異なりますけれども、低所得者対策が強化されており、特に御宿町は施設利用者の内7割が低所得者の負担区分になりますことから、利用者への影響は当初想定していた状況より少ないものであります。

なお、住民周知といたしまして広報8月号で制度改正のお知らせをし、また、施設利用されている方へは制度改正のパンフレットを送付しております。

次に、諸支出金、償還金利子及び割引料711万3,000円は平成16年度介護給付費改定による精算額で、支払基金交付金返還金445万1,000円、介護給付費の32%分です。国庫負担金は173万4,000円で介護給付費の20%分、県負担金返還金は92万8,000円で介護給付費の12.5%分の精算額です。

次に、6ページの一般会計繰出金67万7,000円は平成16年度一般会計繰入金事務費分の精算による超過分の返還金です。

以上、歳出の補正額2,356万9,000円を追加し、歳出総額を5億809万3,000円とさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

3ページの歳入であります。主なものが繰越金だろうというふうに思うんですね。それで今5ページの方でご説明いただきましたが、いわゆるホテルコストに対応する措置というふう

に思うわけでありますが、この繰越金がなかった場合、大多数がこの繰越金で今回の補正賄っているというように理解しているわけですが、これらの措置についてはどう予算補正されるのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、この5ページの特定入所者介護サービス費の中で、簡単なお説明がありました、もう少し具体的な説明を願いたいと思います。特に、低所得者の中でいわゆるホテルコスト等によって施設入所できなくなってしまう事態も想定されるのではないかとこのことを一番懸念しております。

要するに、サービスがきちんと受けられなくなる、ほかも含めましてね。そういうことが、この御宿町で今のご説明の中でちょっとわかりづらかったんですけども、どう想定されているか、それについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 繰越金下がったときの財源措置ということでありますけれども、これは介護保険法によりまして負担割合が決まっております。これまでの介護サービス費と同様、町12.5%、県12.5%、国が25%、残りが介護保険料等になるわけでありまして。その部分で、案分をしてそれぞれ負担をすることになります。

それから、特定入所者サービス費について、細かい説明をということでありますので、ご説明をさせていただきます。

まず、5月利用分で今回補正を算定いたしましたけれども、利用者の負担区分は今回第1段階から第4段階の4段階区分となっております。第1段階の方が2名、これは生活保護等であります。第2段階の方が36名、また、第3段階が13名ということで、施設利用者70名のうち51名がこの特定入所者介護サービス費の適用の対象となるわけでありまして。およそこれが7割を占めるということであります。ユニット型準個室で計算いたしますと、給付額は第1段階で月額2,230円、介護保険者の方から給付を行うということになります。第2段階が2,140円、第3段階が1,060円ということになります。

これに該当人数と日数、今年度10月利用分から2月利用分までの5カ月分を見込んで、補正をさせていただいたということになります。

なお、参考までに施設給付費が当然これに伴って介護報酬の改定等により落ち込んで来るんじゃないかというようなご指摘もあろうと思いますけれども、この見込みは1,500万ほどございます。5カ月で1,500万ほど減額されるのではないかなというふうに見込んでおりますけれども、施設利用者が16年度末3月から比較しますと8名増加しているような状況であります。

このことから1,500万では足りないような状況になっておりますので、今後の動向によりまして補正対応をさせていただく考えでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

これより10時5分まで休憩いたします。

（午前 9時56分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時08分）

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第9、議案第7号 平成17年度御宿町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました、議案第7号 平成17年度御宿町一般会計補正予算（第3号）について、今回提案いたします補正予算は歳入歳出ともに6,079万4,000円を追加し、補正後の予算総額を35億9,672万2,000円とするものです。

主な内容は、清掃センターの灰バンカー整備工事や、商店街の街路灯改修、補修補助金、台風の影響による海岸に打ち上げられた海藻等の処理費用、人件費調整などです。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 平成17年度一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。補正予算書の5ページをお願いいたします。

地方債の補正について説明いたします。発行可能額も確定いたしました減税補てん債、臨時財政対策債について発行可能額にあわせて限度額を増額変更するものです。

補正の内容につきましては、6ページからの事項別明細書により説明いたします。

歳入につきまして、分担金及び負担金の衛生費負担金につきましては、清掃センター灰バンカー設置工事に係る大原町の負担金でございます。

次の国庫支出金並びに県支出金につきましては、補装具、心身障害者児童援護費について、国庫分と県相当分を計上いたしました。

次に、7ページの県補助金について説明いたします。老人福祉費補助金につきましては、本年10月1日の介護保険法の改正に伴う電算システムの改修に対する補助金を計上いたしました。心身障害者福祉費補助金につきましては、地域生活援助事業に係る県補助金を計上いたしました。

次に、児童福祉補助金につきましては、保育所における産休代替臨時職員に対する補助金を計上いたしました。林業費補助金につきましては、須賀地先の治山事業について補助内示があったため、補助金を計上いたしました。教育費補助金につきましては、運動部に外部指導者を派遣するスポーツエキスパート事業について内示がありましたので計上するものです。社会福祉補助金につきましては、青少年相談員活動費について県より内示がありましたので計上するものです。次に、財産収入につきましては、総南文化センターの解散に伴う精算金を計上いたしました。

8ページをお願いいたします。寄附金につきましては、海岸売店組合から寄附を計上しました。なお、寄附の額は20万円ですが、歳入科目確保のための当初予算において1,000円の計上がありましたので、19万9,000円の補正額となっております。繰入金につきましては、平成16年度介護保険特別会計の事務費について確定しましたので、精算分を繰り入れるものでございます。繰越金につきましては、純繰越金を計上し、収支の均衡を図りました。諸収入につきましては、農業者以外に農地を貸し付ける特定農地貸し付け事業における貸付料を計上いたしました。町債につきましては、減税補てん債として発行可能額の確定した補てん債を増額計上しました。増額の内訳は恒久減税分で100万円、先行減税分で290万円の追加計上です。臨時財政対策債については、増額分を計上いたしました。

次に、10ページをお願いいたします。歳出予算につきまして説明いたします。

1款の議会費から9款の教育費に係る給料、職員手当、共済費につきましては、人事異動に伴う人件費の調整でありますので、以後の説明を略させていただきます。

総務管理費の一般管理費の負担金補助につきましては、布施小学校に関する交付税の大原町への配分金について交付税が確定したため、配分額を追加して計上したものでございます。

11ページをお願いいたします。徴税費の償還金利子及び割引料については、税務署の更正により発生した過料還付金を計上いたしました。

次に、12ページをお願いいたします。老人福祉につきましてはですが、介護保険法に伴う電算システムの改修及び大容量パソコンの購入に係る費用を計上いたしました。償還金利子及び割引料につきましては、16年度の在宅福祉事業県補助金についての精算による返還金を計上いたしました。繰出金につきましては、平成16年度における介護保険事業の給付費、町負担金が確定したため、精算のための繰出金を計上いたしました。

13ページをお願いいたします。社会福祉費の負担金補助及び交付金ですが、地域生活援助事業について不足額を計上いたしました。扶助費につきましては、補装具の交付についての不足額の計上でございます。償還金利子及び割引料につきましては、16年度の援護費、国庫補助金についての精算による返還金を計上いたしました。次に、児童福祉費の事業費ですが、児童館におけるポンプの修繕、消火器の詰めかえ、遊具補修に対する経費を計上いたしました。次に、賃金でございますが、産休代替臨時職員の2名の賃金を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。14ページについては、これは人件費の節です。

次に、15ページをお願いいたします。15ページの清掃費のじん芥処理費委託料339万7,000円ですが、台風の影響により海水浴場に打ち上げられた海藻の処理費用を計上いたしました。工事請負費につきましては、灰バンカー施設の整備に係る費用を計上いたしました。農林水産業費の林業費でございますが、農業費で使用料及び賃借料で6万4,000円ですが、農業者以外に農地を貸し付ける特定農地貸し付け事業における希望者に対して貸し付けるための農地の借受料を計上いたしました。林業振興費ですが、負担金補助及び交付金につきましては、県治山林道協会負担金について、須賀地先の治山事業の負担事業費割を追加して計上したものでございます。工事請負費につきましては、須賀地先の治山工事に係る経常費を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。商工費の商工振興費の負担金補助及び交付金ですが、商店街の街路灯の改修に対する補助金を計上いたしました。費用負担割合は各3分の1でございます。次に、需用費ですが、台風の影響により修繕が必要となった公衆トイレや海水浴場スピーカー、街路灯などの修繕費を計上いたしました。備品購入は、台風の影響により破

損した海水浴場注意看板の購入費を計上いたしました。

17ページをお願いいたします。土木費の道路橋梁費の工事請負費でございますが、各区の要望により早急に舗装、修繕が必要と思われる箇所についての舗装修繕費を計上いたしました。

次に、18ページ、教育費の中学校費の報償費について、運動部に外部指導者を派遣するスポーツ、エキスパートに関する謝金を計上いたしました。

19ページの社会教育費の公民館費ですけれども、需用費は館内照明の老朽化により漏電ブレーカーが作動してしまうため、この照明等の修繕費を計上いたしました。工事請負費については、館内に消防パッケージ型消火器設備を整備する費用を計上いたしました。資料館費につきましても、需用費は浄化槽にふた及びマンホールが腐食したための修繕費を計上でございます。

以上、歳入歳出ともに6,079万4,000円を追加し、補正後の予算総額を35億9,672万2,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

6ページの衛生費負担金であります。これは灰バンカー設置に伴う大原町負担分だということですが、大原町、12月5日から新市に移行するわけですが、この入金については具体的にいつごろを予定されているのか。それから、新市になってもそのまま、通常事務は移行するというのでございますので、間違いなく入金はされてくるものだろうと類推はしますが、しかし、5日、4日の時点で多分規約をどうするんですかね、それはもう一度確認をしたいんですが、大原町とのですね、これまでの。その中においては、そういう例えば率の改変ですが、そういうことも可能性としてはあるのかなというふうに思うわけですが、その辺も含めまして合併に伴い、こういうものの処置がどうなっていくのか、具体的に協議されている内容についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、8ページであります。寄附金ということで海岸売店組合からの寄附金ということですが、どういう趣旨のものであるのか。また、過去にこのような経費があったのかわかったのか、それについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

とりあえず、じゃあ歳入まで。

議長（伊藤博明君） 藤原環境整備課長。

環境整備課長（藤原 勇君） 入金時期につきましては、現在大原町の方へ4期に分けまし

て約6,100万ほどの金額をそれぞれ8月末、10月末、1月末、3月末ということで計画書を渡しております。その中で、今回補正をお願いしております灰バンカーの負担金につきましては、10月から1月、3月の分の各それぞれの3カ月、3期ということで約383万9,000円を上乗せしてお願いするところでございます。

続きまして、規約につきましては、今現在12月4日をもちまして一旦廃止し、12月5日にいすみ市長職務執行者と専決で契約を行おうということで、今協議中でございます。

以上です。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 寄附金につきましては、海岸売店組合より環境整備関係の費用に役立てていただきたいという趣旨で寄附をいただきました。また、過去にということでございますけれども、私の記憶では昨年度住民から100万円の寄附を福祉関係にという趣旨で受けたことがあります。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 大原町との公費の関係であります。そうしますと、ちょっと説明今回いただいていたんですが、現状のまま負担内容ですね、具体的内容、負担との関係ですね、それについては。

議長（伊藤博明君） 企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 負担金関係につきましては、今の状態では旧大原地区という形で文言を変えて考えています。ですから、内容的には負担割合については変わらないという形です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 了解いたしました。

それから、海岸売店組合につきましては、今回が初めてということのようでございますので、後のほうでまた質問にかえたいと思います。

次に移ります。歳出の方であります。12ページ、老人福祉費の中の委託料ということで、電算システム改修委託というのがございます。325万5,000円を予定されているということであります。契約の事務についてはどのような事務をとられるのか。それから、具体的な中身ですね、この電算システムの内容ですね。それについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、次の備品購入費ということで、パソコンの購入23万4,000円ですか。予算計上されておりますが、これは何台、どういう目的で購入の予定なんですか。近年大変パソ

コンも安くなっておりますし、こういう専門の多分わかりませんが、処理をすれば単なるOSとパソコンだけがあればいいというふうに理解をしておりますので、これだと2台以上は買える金額になるのかなと、今の技術の進展の中で、というふうに理解をしておりますので、それについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、13ページの中で地域生活援助事業ということですが、もし具体的なこの事業内容について説明をいただきたいというふうに思います。

とりあえず以上です。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、老人福祉費の電算システム改修委託についてご説明をさせていただきます。

これは、介護保険法改正による介護保険事務処理システム及び給付管理システムのシステム改修事業委託費用で10月1日からの制度改正に伴いまして、介護保険負担限度額認定及び特定入所者サービス費の対応システムでありますとか、訪問介護サービス費の負担上限額の改正の対応でありますとか、国保連インターフェース変更の対応が主な内容となっております。

契約に当たりましては、一応現段階では1社の、内田洋行からの見積もりになっておりますけれども、契約に当たりましては再度電算の所管課と総合的に各調整をさせていただいて、それで発注したいというふうに考えています。

それから、パソコンの方の内容でありますけれども、これにつきましては、今回の制度改正に伴いまして助成制度がついております。2分の1の助成ということでこの制度を利用させていただくものであります。システムの使用環境の整備ということで、オペレーティングシステムということでウィンドウズ2000、SP4以上、もしくはXP以上というようなことで指定はされております。また、ハードディスクについては512メモリーバイト以上というようなことで一応見積もり段階で計上させていただいておりますので、発注に当たりましては数社等で、安いところで発注をさせていただきたいというふうに考えています。

それから、地域生活援助事業につきましてでありますけれども、精神障害者グループホームにおいて共同生活を営む精神障害者に対し、食事の世話など日常の生活の援助などを行うことにより、精神障害者の自立生活を助長することを目的としている国の制度であります。設置主体は精神病院等を経営する地方公共団体及び非営利法人となっております。補助基準額は定員5人の場合、月額1人当たり5万1,610円であります。補助率は月額基準額の国が2分の1、県4分の1であります。

なお、この事業については県一括で4分の3で入ってくる内容となっております。御宿町精神障害者地域生活援助事業実施要綱に基づく事業でございますが、当初予算編成時に該当がありませんでしたけれども、このたび指定申請がありましたので、所要額を補正させていただくものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） パソコン購入については何台購入の予定かという質問でしたけれども。

議長（伊藤博明君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 1台の購入です。

1番（石井芳清君） 今課長がおっしゃられた、仕様ですか、では先ほどこれだと2台程度は十分買えるものが現在ありますので、十分購入については検討いただきたいというふうに思います。

それから、その後のシステム改修についてであります。これまでも、大昔の話であります。山梨県でしたかね、図書館のシステムということでゼロ入札というのが新聞報道されまして、当時社会の大きな問題と申しましょうか、関心を呼んだわけでありましてけれども、具体的にはこういうその後のシステム改修ですが、保守管理、その中で利益を上げていくというビジネスモデルだろうなというふうに思うんですね。

やはり1つのシステムを納入しますと、その電算機メーカー、もしくはシステム設計業者が引き続き管理設計を受託するというのが実態だろうなというふうに思うんですけれども、今課長がおっしゃられておりましたけれども、この辺につきましても、今日、決算も出されまして、大変金額としても大きい内容でございますので、電算課と協議をされるというお話もありましたけれども、この辺を十分これから検討、また勉強する一番大きな部分だと思うんですね。電算機の購入、保守管理、改修、こういうものもさまざまな自治体で創意工夫がされて、大幅な予算の縮減を行っているところが多数あるというふうに思いますし、私の方もそういう調査もいたしますが、ぜひ担当課の方でこれ検討していただきたいと思うんですね。これから大変大きくなりますし、これまでも2,000万、3,000万という費用をかけて電算機を入れて、私人件費出せとは言わないですけどもね、じゃあその分で職員数どうなるのかと、足りないのが実態なわけじゃないですか、いけないって話をしてるわけじゃないですよ、じゃあその課はどうなるかということの中で、やっぱりその費用対効果ですね、というのはや

はり非常にわかりづらいと、町民に。そういう面では、その分にこれからやはり目を向けていく必要があるというふうに思いますので、それについてどう考えているか、これは予算関係の方ですか。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） ただいま議員のご指摘のとおりですね、電算については今情報化のこういう状況の中で、これはもう必要不可欠だというようなことでございます。しかしながら、電算を導入する時点で一応ホストコンピューター、こういったところは一つ、現在ですと内田洋行というところが入っておりますが、そういうことから開発また保守点検、そういったようなことのすべて制度改正があるとそれに対しての早急な対応が必要になってくるという状況でございます。

そういう中で、できる限りコストを安く抑えるということで新しいパソコン等についての保守管理を当面おいといて、3年、4年経ってからまたそういう壊れる可能性があるようなときに、保守を頼むというようなことを一時やって、できる限りコストを抑えていくということもしております。

それと、ほかの市町村等々との比較をして、現にそのソフトもそれぞれの関係市町村は行政で同じような事務をやっておるわけですから、その中で改修の費用がどのくらいかかったかというようなことの情報を交換しながら、ある程度の目標にも臨んでいるというような状況でございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） わかりました。

大変大きい金額ですね。そういう面では、例えば事務関係の開発ソフト、こうしたものも類似した自治体ではほとんど同じような内容だというふうに思いますので、そうしたことも今後いすみ市ができますので、2市2町となりますが、広域の方でそういう事務をやって縮減するという可能性も生まれてきますので、引き続きそういうような機会があれば広域の方でもそういう意見の提案を私としてもして、各市・町のコスト削減をしていきたいというふうに考えています。

それから、次に移ります。児童福祉総務費であります。修繕料ということで消火器、遊具、それからポンプですか、入れかえというようなお話を今説明いただきましたが、ここに上水道は入っていないんでしょうか。よくわからないんですけども。この内容についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、次のページ、15ページであります、じん芥処理費、海岸清掃委託ということで339万7,000円。ご説明をいただきましたが、具体的には何社これをやられたのか、何社っていうんですかね。それから、何日程度で、量とするとどの程度だったのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、その次の灰バンカー関係であります、これは当初予算にはなく、しかもかなり高額の仕事内容になっているわけですが、これはどういうことでこういう工事がされたんでしょうか。もう限界だということなんでしょうか。内容についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 児童館関係のポンプの関係ですけれども、これは御宿児童館のポンプの取りかえでございまして、水道に加入してございませぬ。今回水道に加入しようと思ったんですけれども、費用が高つくりますので、そのままポンプの修理ということで計上させていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 藤原環境整備課長。

環境整備課長（藤原 勇君） それでは、海岸の清掃委託についてご説明いたします。

まず、業者数は2社、それと町で行っておりました。期間としては約7日程度、量としては大体昨年と同様の2,110トンほどだと考えております。

続いて、灰バンカー、灰貯留槽の設備工事についての経過について説明いたします。まず、今回1月27日に県の立ち入り検査がございまして、その中で現在の貯留槽については一旦場内を通り入り口のところに保管庫がありまして、そこに保管している状態でございまして、それですとやはりダイオキシン等の関係で飛散する恐れがあるという指導がございました。2月になりますとその改善計画を出しましたが、再度4月に立ち入り検査がございまして、早急に、改修をお願いしたいということで補正をお願いしているところです。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

児童館についてですが、これは飲料水に使われているんですか。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） トイレです。

1番（石井芳清君） 飲料水は。

住民課長（佐藤良雄君） 全部地下水でやっております。ですから、先ほどご説明しましたように配管から全部工事をすると費用がかかるということでございましたので、ポンプの取りかえをいたしました次第です。

よろしく申し上げます。

1番（石井芳清君） 質問に答えてないと思うんですけども。飲料水は地下水をお使いなんでしょうか。

議長（伊藤博明君） 佐藤課長。

住民課長（佐藤良雄君） そうです。

1番（石井芳清君） 大変大きな問題だと思うんですけども、ご承知のとおり岩和田の旧漁民住宅も地下水を飲料水にしていまして、町が管理になるという中で上水道を配管していただいた経過があったと思うんですね。で、多分保健所等の指導の中で滅菌、こういうこともやっておられるんだろうなと思うんですけども、子供たちが通う、子供たちが使うこういう施設で上水が使われてないというのは、大変私遺憾だというふうに思うんですけどもね。で、これ今ポンプ代は幾らかわかりませんが、ポンプだって普通10年もちませんよね。そうしましたら、また同じ金額かかるじゃないですか。それで、これは所管が違うんだろうけれども、水道課では節水をしていただきながら、きちんと浄化したきれいな水を町民に使っていただくということでPRをされているわけですよ。私これ大変遺憾だと思うんですね。これ早速、これは上水にきちんと切りかえたらいかがですか。これ町の方針として全然違うじゃないですか。ちょっとこれ納得いくような説明いただかないと困りますよ。子供たちの命がかかっている話ですからね。O-157とか今たくさん問題出てるじゃないですか。

議長（伊藤博明君） 佐藤課長。

住民課長（佐藤良雄君） これはトイレが壊れ、夏でしたので緊急やむを得ず、そのままトイレ使用不能ってことはできませんでしたから、応急的にこれを取りかえをさせていただきましたものです。今、ご質問については、今後検討させていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

1番（石井芳清君） ちょっと検討どころじゃないでしょう。これ振りかえなさいよ、この予算このまま。

議長（伊藤博明君） では、暫時休憩いたします。

（午前10時40分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） ただいまの件でご迷惑をおかけいたしました。

飲料水については、水道を利用しております。庭の散水とトイレはポンプということでございますのでよろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） きちんと自分が所管をしている内容ですので、掌握をしていただきたいというふうに思います。

それから、庭の散水と浄化槽ということではありますが、庭の散水程度の話はわからないわけでもありませんが、浄化槽管理についてはやはり上水道を使うのが一番結果的なコストは低いというふうに思うんですね。今後こうした内容について、やはり所管、例えば水道だったら水道課があるわけでありますから、そうした内部調整をきちっとされて、町民にきちっと説明できる、そういう事業に一つ一つしていただきたいと思うんですね。そうしませんと、水道管にだって御宿町は負担金取っているわけですから、無料で入っただけではないんですね。その中で、水道に加入していただいた、水道を使っただけの経過があります。節水をしていただいているわけでありますが、一方で加入率っていうのも計算できますから、そういう問題も提案されるわけじゃないですか。そういう中で、非常に町民的にはわかりづらいわけなんですね。さっきも言いましたけれども、10年後にはまたポンプも寿命でしょうから、交換をするということもあると思うんですね。

ですから、そういう面で、夏場の中でもなかなか大変な内容もあったというような事情も聞いてはおりますけれども、そういう時期でもきちんと内部調整をされて説明できる、町民に一つ一つには説明責任ということがいわれていますから、くれぐれも今後の予算づくり、事業執行においては注意をしていただきたいというふうに思います。

それから、次に移ります。16ページであります。商工振興費ということで、街路灯改修補助ということですが、これも今の街路灯ですね、商工会の中で確かに補助金をいただいて設置されてきたというふうに理解しておりますが、もう大分経つかと思います。いつごろ設置をされたのか、それでそのときに何灯、当初計画で何灯設置をされたのか、それで今回それが何基改修されるのかということですね。それから、この区間でも会員から外れて、街灯で

すね、外されているケースも多いと思うんですね。そういう分について今後どうしていくのかですね、それから、残念ながらこういう状況の中で今後ともそういうケースが増えてくると思うんですね、そうすると、たしか当初は250基ぐらいつくられたんじゃないかと思うんですけども、そういうものがどんどん欠けていくということになりますと、そもそもその街路灯の趣旨から、これが満足しなくなってくるんじゃないかなというふうに思うんですね。そういうことについて、今後どういうふうにされていくのか。それから、その中のナトリウム灯でしたかね、ちょっとオレンジ色に光るんですけども、これは町外から見ますとちょうど御宿町の上空が赤々と夜になると燃えているような状況がありまして、なかなか当初から評判が悪かったですね。これについては、今度の改修の中でどういう対応が具体的にされたのか、それもお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、一括で質問しちゃいます。17ページであります、道路維持費ということで舗装修繕工事190万円の補正がありますが、これは各区からの緊急要望を補正をしたというようなご説明をいただいたわけではありますが、具体的にはどういう内容なんでしょうか。今道路を歩いてみますと、赤いマジックみたいなもので道路を傷んだところに線が引いてあって、それもかなりの数に上るように思うんですね、多分これらが緊急要望って形でこの額含めて各区から要望を受けているかというふうに思うんですけども、それが全部そうなのかどうか。それが全部やれば一番いいわけですけども、190万っていうと余り内容的には、金額的には少ないので全部対応できないんじゃないかと思うんですね、かなり大きいところもありますから。

ですから、そうしますとそれについてはどういう対応をされていくのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、19ページであります、公民館費、資料館費であります、工事請負費と需用費ということで、どちらも先ほどの説明では修繕の内容だったというふうに思うわけですが、160万円ということではありますが、どういう内容なのか具体的にご説明いただきたいといます。

資料館についても傷んできたということではありますが、先日見ましたら資料館の裏に三角の、何て言うんですか、囲ってあって「危険ですので立ち入らないでください」というマンホールにそういう看板があったんですけども、それがその内容なんでしょうか。今の商工会館がなくなってから、あの裏を駐車場に利用する機会が大変多いというふう思うんですね。そうした中で、具体的には駐車場で使っているのが大多数だと思うんですね、使う場合はですね。そうなりますと、そうした安全対策等についても、今後検討していかなくちゃならないと

いうふうに思うわけではありますが、それらも含めてご説明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 米本商工観光課長。

商工観光課長（米本清司君） それでは、商工振興費の街路灯改修事業について説明をいたします。

まず、いつごろ設置されたのかというご質問でございますけれども、平成4年と平成5年の2カ年をかけまして250基設置されています。現在233基残っていると、商工会の方から報告を受けています。今回の補助内容ですけれども、改修本数が220基を予定しているというお話でございます。

今後どうするかということですが、維持管理について国道沿いや駅前の主要な街路灯は残していきたい、通りから外れた街路灯についてはなくすようなことを考えている、また維持できないものについては、街路灯組合が負担する方針でありますという報告を受けています。

また、蛍光灯になるということで色的には明るい色になるということを知っております。計算はしていないんですが、ナトリウム灯よりも電気代が安いということを知っているので、できればそちらの方にしたいということを知っています。

議長（伊藤博明君） 井上建設水道課長。

建設水道課長（井上秀樹君） それでは、17ページの中段から下の道路維持費ということで、190万、これにつきましては各区からの要望についての舗装ということで今回計上させていただいております。それは5カ所、総延長として225メートルほど、面積にして750平米、これについてはただいま申し上げた舗装修繕、そのほかに先ほどのマジックで印をしてあるところは町内20カ所程度でございます。それは、同じ道路維持費の中のほかの簡単な修繕費でやれるものについて、ある程度小さくてできるものは早目にやっつけようという考えで印をしてございます。

その印をつけた地区別に優先順位もございまして、できましたら町内のどちらか決めた方向から順次直していきたいと、そのようなことでその20カ所についてはただいま考えております。今回の中には、その20カ所は既定予算の中で対応しようと考えております。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 公民館費の工事請負費の160万円についてでございますが、これにつきましては、公民館の消防用設備の設置義務がありまして、その中で自家発電で対応することになっていました。この自家発電が故障している状況でありまして、今回消防署の方から

自家発電ではなく、パッケージ型の消火設備を設置することができるようになってきているという指導を受けましたので、パッケージ型の消火設備を6カ所設置をするものであります。

それと、資料館費の需用費、31万5,000円ですが、先ほど議員さんからお話ありましたように、カラーコーンを設置してありますその下に補助槽の丸いマンホールのふたがあるんですが、それが腐食をされていて大変危険な状況であるということで、それをかえることと、その隣にコンクリートで立ち上げてある浄化槽があったかと思うんですが、そのふたがやはり腐食が始まっていることから、それを交換することです。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 公民館の方であります。自家発電からパッケージ型の消火器で対応が可能になったということの中での改修という内容であります。具体的にはちょっと不案内なんです。どういう消火器が設置されることになるんでしょうか。よく、白、青、赤だとかという形で電気だとかいろんな、どういうものに対応できるかとかっていうか、消火器についてもいろんな種別があるうというように思うんですね。それから、今までは自家発電で、要するに自家発電が動いている限りは、かなりの消火能力としてはあったかというふうに思うんですけれども、今、広域消防も整備されていますから、時代も変わってるんだらうなというふうに思いますが、この消火能力、それからその使用ですね、これはちょっと形は全然理解できないんですけれども、一般家庭みたいなものなのか、要するに一般の人が通常のそういう災害時にきちんと対応できるのかとか、それから、もう1点、公民館として、その災害対策、訓練ですね。これについては、特にやられていると思うんですけれども、どういう形でやられておられるのか、たくさんの方が2階も含めて利用されているわけですから、これまでの訓練内容についてあわせてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 消火器の内容についてですが、これにつきましては、消火薬剤については第三種浸潤剤入りだということなんですけれども、一般の油、電気、ガス、そういったものに対応できるものというふうに聞いております。

パッケージ型なんです。それにつきましては消火剤が約100キロ、81リットル入っているということです。その消火の時間、放射の時間ですが、165秒で放射距離については約13から16メートル対応できるということです。格納されているホースにつきましては、26メートルのホースが格納されているということです。

これは、一人で対応できるということであり。そのホースを外して、一般の消火器を扱うよ

うに一人で対応のできる消火器だそうです。公民館での非常時の対応ですが、昨年消防署の協力を得て、2回の災害の訓練をしております。非常ベルを鳴らして消防署に連絡をして、消防署から駆けつけてくるまでの間、どのような対応するかということで訓練を行っています。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 一人で対応できるというようなご説明なんですけど、説明内容を聞いていますと、ホースが26メートルで消火能力が13から16メートルっていうお話聞きますと、これは通常の消防自動車、消防団が使っているポンプとほとんど遜色ないぐらいの能力だろうと思うんですね。そうしますと、ちょっとこれ多分ハンドルだろうなどは勝手に思うんですけど、その扱ってというのは、大変、やっぱりきちんと訓練をしませんと思わぬ事故の可能性があり得るんじゃないかなと一般的に思うんですね。

これまでの訓練内容がちょっと具体的な細かい話まではわかりませんが、これ結構金額も張ってますから、訓練に、これ実際放射できるかどうかっていうのもちょっとよくわからないんですけど、やはりその辺、初期消火だとか、それから消防団含めまして担当の課もありますけれども、そういう機器の取り扱いについて十分に検討して、そういう事故がくれぐれも、要するに2次災害が起こらないような形を一緒についていくことでしていただきたいなというふうに思います。また要望です。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。8番、瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 8番。

12ページの18番ですけれども、区分の。さっき石井議員が質問をされていましたが、今回2分の1の助成が入るという中で購入という形だということ、課長から説明ありましたが、リースと購入の振り分け、これは総務課長に聞きたい、あるいは企画財政ですか。今後そういう形で購入があり得るのかと、リース、決算で一般会計出ていますけれども、ほとんどリースだと。判断迷うでしょうけれども、町の方針としてはどういう形で今後行くのか。シュレッダーなんかもあるんだし大したものじゃないのまでリースだと、購入した方が安いのもあるという判断もあるんじゃないかなと。今後どういう基準でもってリースと購入を振り分けていくのかというのを1点聞きたいのと、もう一つは、大変聞きづらい話なんですけれども、後段で石井議員からアスベストの質問が出ています。

増額の修正の質問できないのと、それと議題に載ってないから質問するという形なんですけれども、6月の定例議会が終わってから、このアスベストの問題が全国的な規模で報道されて

おります。そういう中で、この補正に全然入ってないと、調査委託費が入ってないと、というのは目視と設計書で一応調べたという中で、果たしてそれで済むのかと。石井議員は後段で質問ありますけれども、どういうところでどういう調査をしてどういう協議をしたのか、やるんでしたらこれ後手に回ってるんじゃないかな。本来ならこの9月の補正に出して、調査委託費が出てきていいんじゃないかなと。そういう中で今後そういう形で調査委託するんでしたら、大変その協議内容がおくれてるんじゃないかなと、その辺どういう対応をとってきたのかと、今までね。目視と設計書だけで終わりなのかと。その2点。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島 勝君） それでは私の方からパソコンの購入につきましてですが、リースと購入の使い分け、これにつきましては補助事業において採択される事業、リースはなかなか補助事業で採択できません。そういうことから、補助事業で購入が採択されている部分については購入という考え方で、町が単独でやる場合にはできるだけリース等を利用しながらやっていくというような現状でございます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） アスベスト問題につきましては、ただいま国の方ではどのようにせよとか、そのような指示はされないところで、御宿町は8月4日に議員の質疑があった目視とか設計書に基づいてやったところであります。

国の現在の内容ですと、飛散という言葉を使ってるんですけども、飛散っていうものかというものかと言いますと、通常、よく天井裏に綿状のものが吹きつけてあるものを飛散というようなものでありまして、御宿町にはそれが現在なく、また、国の指針が示されたときにはすぐ予算を対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

12番（浅野玄航君） 1点だけお願いします。

先ほど、企画財政課長の説明の中では、人事異動に伴うということでご説明なかったんですけども、これを見ましても、人件費の動きがかなりあるような気がいたします。行政の効率化ということでそのような形になったんだと思いますけれども、その辺のことについてちょっとご説明いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 網島課長。

総務課長（網島 勝君） 当初、4月に人事異動を行ったわけでございます。今のこういう時代の中で、少数精鋭の中で仕事をしていくということの中で、やはり経験年数が一般職の中

でも4年、5年というものを原則におきまして、それ以上同じ事務をやっている方については人事異動という考え方で、この基本的な考え方で今回やらせていただいたわけでございます。

そういう中で、職員の異動の中では、やはり給料の高い者、また1級程度の職員、こういうことでばらつきがございます。そういう今回人事異動の中で、それぞれの予算の目的別の中で予算をとりますので、そういうところから、こういう現象が生じているという状況でございます。

議長（伊藤博明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

6番、川城達也君。

6番（川城達也君） 先ほど、石井議員の方からもちょっといろいろとお話があったんですが、御宿町にあります街路灯に関してちょっとお伺いします。

平成4年、5年に250基設置されて、現在233基、改修220基ということで、商工会に対する補助金として今回334万9,000円ですか、計上するというお話なんですが、町全体を照明、ライトアップするということは非常にその町全体の雰囲気を変えてしまうものだと思うんですね。例えば、現在ある街灯すべてを青白いものにかえたとしたら、恐らく御宿町の夜の雰囲気ってというのがガラッと変わると思います。白い蛍光灯にかえてもそうです。そしてまた現在のナトリウム灯であってもそうです。

国道128号線をずっと下っていきますと、小湊鴨川方面に行きますと、トンネルの中の街灯がオレンジ色に変わりますね。あのトンネルの中に入ると、恐らく県外からいらっしゃっている方々は、ああ、南房総に来たなと、なんかそういう感じを受けると思うんですが、御宿町の現在のこの月の沙漠をモチーフにした三日月と星の街灯、これは恐らく何か御宿町にとって特色のある、独創的なオリジナルな街灯をつくるという発想は、さきに当初はあったと思うんです。ただし、私個人が感じましたのは、どうも結果的に夜の御宿町の雰囲気が暗くなってしまったなということを感じました。

同じようなそのオレンジ色の風合いの街灯であるにもかかわらず、小湊鴨川方面のトンネルの中の街灯のような温かさはなくて、どうも寂し気な雰囲気を醸し出してしまったような気がするんですね。こういった御宿町全体の雰囲気にかかわるような事業というものが、どういう意思決定を経て行われているのかなと。ただ単に、商工会からの要望があったから商工会主導で決めていいと、そういうことなのかどうか、ちょっと私は疑問に思うんですが、具体的にこの街灯の改修に関してどういう議論があったのかお伺いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 商工観光課長。

商工観光課長（米本清司君） 商工会の中に街路灯組合がございます。年に数回、この街路灯の関係について費用、効果、そういうものについて検討をしております。町にはこういう内容でよろしいかということで協議しているわけでございます。

議長（伊藤博明君） よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第10、議案第8号 平成16年度御宿町水道事業決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました、議案第8号 平成16年度御宿町水道事業決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本年度の決算につきましては、町監査委員の審査に付してその意見をいただきましたので、地方公営企業法第30条、第4項の規定により本議会の認定をお願いするものです。収益事業決算の概要は、水道事業収益2億4,194万6,099円、前年度より0.03%増加、水道事業費用2億7,677万7,856円、前年度より0.01%減少となり、単年度純損益は3,483万1,757円、累積欠損金3億4,240万9,505円となりました。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 井上建設水道課長。

建設水道課長（井上秀樹君） それでは、平成16年度御宿町水道事業決算についてご説明いたします。

まず、決算書の11ページをお開きください。それでは、平成16年度御宿町水道事業報告書

から説明いたします。業務状況につきましては、給水戸数3,443戸、前年比57戸増の1.7%増です。年間総給水量、98万334立方、前年に比べ3万7,948立方で4%増です。有収水量90万6,759立方、前年に比べ3万808立方、3.5%の増、有収率については92.49%です。

一日最大給水量は、8月13日に5,254立方を記録しました。一日最大平均給水量2,686立方、111立方の増で、パーセントとしては4.3%です。一人一日平均有収水量323リットル、前年に比べて9リットル増、パーセントにして2.9%増の状況となりました。

次に、建設費につきましては、建設改良事業として浄水場建設取りかえ工事147万円、布施加圧機場非常用発電機自動制御盤交換工事189万円、第2配水池水位計交換工事200万円を実施いたしました。

経営状況につきましては、まず、収益的収支の水道事業収益は2億4,194万6,099円です。税込みで2億5,307万5,354円に対しまして、水道事業費は2億7,677万7,856円、税込みで2億8,432万4,618円で、前年度より損失額は696万8,913円解消されましたが、前年度末純損失額3,483万1,757円を生じました。これにより、前年度までの欠損金が3億757万7,748円で前年度までの欠損金と平成16年度分を合わせますと、3億4,240万9,505円となりました。

収益の主なものは、給水収益が2億2,264万1,631円、他会計補助金1,000万円、県補助金900万円、受取利息及び配当金2万4,468円等、収益的収入総額の前年度対比は2.7%の増加となりました。これに対して、支出経費の主なものは、受水費が1億773万5,274円、減価償却費が7,650万7,438円、企業債支払利息が2,022万4,116円、収益的支出総額の前年対比は0.7%の減少となりました。また、収益的収支においては、収入総額590万円、税込みで619万5,000円、これに対して、支出は建設改良費が608万1,750円、税込みで638万5,838円、企業債償還金が3,629万2,581円、支出総額4,237万4,331円、税込みで4,267万8,419円となります。差し引き3,647万4,331円の不足を生じました。

なお、収入額が支出に対して不足の額は、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

次に、9ページをお願いいたします。16年度御宿町水道事業貸借対照表についてご説明いたします。まず、資本の部といたしまして、有形固定資産合計39億4,572万2,146円、流動資産6億6,670万7,769円。その内訳は現金6億4,656万3,698円、未収金2,014万4,071円です。

次に、10ページをお願いします。負債の部です。負債合計223万5,600円の内訳ですが、未収金193万5,600円は水道収益が工事等で支払った消費税より少なかったため、確定申告分で支払うものです。その他、流動負債30万円については、収納取り扱い金融機関事務取扱規約の第10

条による担保預り金です。

次に、資本の部です。自己資本金は17億3,572万9,000円です。これは水道事業を開始してから町が出資した累計金額です。借入資本金4億3,904万607円は、借り入れた未償還金残高です。資本金合計21億7,476万9,607円です。次に剰余金の資本剰余金ですが、町に水道事業を開始してからの補助金や開発負担金の累計額で、27億4,783万4,213円です。

次に、欠損金ですが、欠損金合計3億1,240万9,505円、剰余金合計24億3,542万4,708円、資本合計46億1,019万4,315円、負債資本合計46億1,242万9,915円となりました。

以上で平成16年度の水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） ここで新井監査委員より監査報告をお願いいたします。

新井監査委員。

代表監査委員（新井和夫君） 平成16年度の御宿町水道事業決算につきまして、監査報告いたします。

平成16年度水道事業決算につきまして、平成17年6月21日午後2時より議会委員会室におきまして貝塚監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査いたしました。平成16年度御宿町水道事業決算について決算書類並びに関係帳簿、関係書類を審査した結果、正当なものと認めます。

なお、詳細につきましては、平成16年度御宿町水道事業決算審査意見書によってご報告してございます。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

水道の決算等でございますが、決算書そのものよりも監査委員の報告書及び付属資料などの中でわかりやすく説明がいただいておりますので、この中から質問をさせていただきたいというふうに思います。

最初に、監査の方のこの中の3ページに水源の状況ということで監査委員から意見が述べられておりますが、ここに表がございますが、自己水源と依存水源との関係ですが、この中で私が注目いたしますのは、平成14年から16年に比べまして依存水源の構成比率が下がっているということがこの中からわかると思います。ということはどういうことかと申しますと、やはり

こうなりますとこの流れの中では、引き続き御宿ダム及び浄水場の管理について、やはり十分きちんとやっていかなければならないということが言えるのかなというふうに思うんですね。

それから、決算審査意見書の中の6ページの方であります、損益計算書の中での営業外収益ということですね、この中で一般会計補助金並びに県補助金というのがあります。これは県のいわゆる高料金対策費というものが町の負担分を上回らない範囲での県の補助という、たしか内容だったように理解をしております。これについては、そろそろもうこれから秋、冬に向かって具体的な次年度の予算がつくられていくというふうに思うんですが、昨年もこの高料金対策費ですね、いわゆる。これが大変厳しいという中で、最後まで明確にならなかったという経過があったかというふうに思うんですね。今現在、このいわゆる高料金対策費について県との事務打ち合わせの中で、どういう状態なのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、原水の価格などについて、次は、決算の参考資料の中から幾つか質問させていただきたいんですが、参考資料の21ページ、この中に収益状況の表が載っておりますが、この中で私が注目しておりますのは、1戸1カ月当たりの平均水道料金がありますが、これは浜が異常に高いですね、8,100何がしというふうになっております。

それから、マンションなんです、これが12戸というふうになっております。たしかマンションについては、以前水道料金の条例改定の中でメーターの設置ですね。それから、交換、取り外しですか、それらのことについて、たしか御宿町は条例改定を行って設置費用を大幅に上げた経過があると思うんですね。そういう中では、ちょっとこれは千何百戸たしかあったと思います。全部がそうなのかっていうのはちょっと私はわかんないんですけども、その辺でここに出してきた資料とその水道料金の収集事務ですよ、具体的にどうなっているのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、次の22ページに年度別給水原価っていうのが真ん中に、グラフに載っておりますが、これを見ますと平成10年度から徐々に上がってまいりまして、14年度をピークにして最近の中では、微減、少しずつ下がっているというようなグラフの内容だと思うんですね。この10年から14年に上がってきた主な要因っていうのはどういうものなのか。

それから、14年から下がってきていますけれども、それについてはどういう要因だと考えているのか、また、さっきの受水費との一番最初に質問した依存水源ですね、要するに広域水道からの受水との比率の関係なんですけれども。その辺の中で、今後じゃあこの原価っていうのは、この14、15、16のカーブですね、下がってきたカーブのまま下がっていくのかどうか、それについては、来年度の予算、これから算定されてつくっていくというふうに思うんですけれ

ども、今後はどういうふうに水担当として考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、最後に29ページ、最後のページですけれども、この一番下に御宿ダム貯水率っていうグラフがありますね。これを見ますと、依存水源の使用率が構成比の中で下がっていて、自己水源の率が上がっていると、絶対量が上がっている中で、御宿町は大変流域が狭いというのは承知していますけれども、ダムとするとほぼ95%以上ということで、かなり貯水率、要するに十分余裕があるというのがこの中からわかるというふうに 16年度についてはということが類推できるわけではありますが、今年は特に四国については渇水ということで、早明浦ダムですか、新聞等で報道されておりましたけれども、大変な水不足が生じたわけがあります。そういう面で広域水道、これはご承知のとおり利根川水系からの水だというふうに思うんですけれども、ことしも何とか、これから9月、10月わかりませんけれども、水道の方も大丈夫かなというふうに思うわけですけれども、もしそうなった場合に渇水期における制限、これについて過去、広域水道ができた中で利根川水系から切り離して、例えば80%制限があったときに、それがきちんと 正直、夏季は房総は需要期に当たるわけですから、自己水源があった場合に100パーセントっていうか、十分給水ができるようなそういう処置を講ずるべきではないかということは何回かただしたわけがありますけれども、果たしてじゃあ渇水になった場合に、広域水道の中でそれはどういうふうな調整がされているのか、また方針になっているか、それについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設水道課長（井上秀樹君） それでは、審査意見書の方の資料の3ページの、まず、自己水源と依存というご質問の中で、比率が下がってきているというようなお話ですが、まず、受水量については、水利権が一定の考え方がございます。それに対して、総配水量が年々増えているということですから、その中の構成比は全体量からいくと受水率は下がるというような状況になります。

それから、6ページの高料金対策の今後の事務の考え方ということですが、それにつきましては、現在事務的な作業という状況で、これから県との調整をまた来年度に向けてのお話があるかと思いますが、これについてはまだ明確にはわかっておりません。

それと、先ほどの3ページの自己水源そのものの確保というようなことになろうかと思うんですが、これについては今後ともダムの確保、あるいはそれに対する当然その給水設備等、これを確保していかなければならないというようにこれは考えております。

それから、決算書の21ページのお話ですが、これは浜地区が特別といいですか、全体から比

べると1戸当たりの料金が安いというか、1カ月当たりの料金が安いというふうなお話がありますが、これについてはそのとおりで、5,625円という一つの平均がありますが、浜地区には、1施設で月当たり2,800トンというふうな一般家庭から比べますと大体140倍ぐらいの使用料を持っている施設がございます。そのためにそれを入れている中で、平均値がほかの地域と比べて高いというふうな状況になっております。

それから、マンションのお話ですが、これにつきましてはメーターそのものは現在はマンション1戸当たり、1基で全体量をはかっているというふうなことで、それは施設管理会社からの要望で1メーターとして管理をさせていただいております。

それから、22ページ、これにつきましては、その真ん中の表のいわゆる給水原価の変化ということですが、13、14からのその状況につきまして比較をいたしますと、13から14では年間使用水量が下がっており、ポイント数で使用量、水の量が3.2ポイント下がり、事業費としては4.1ポイント上がっています、そのために分子分母の関係の計算からいきますと、13から14で上がったというふうな格好です。

逆に、ここで14から15に比べますと、中身としては使用水量は増加しております。経費については、仮に横ばいという状況であれば、使用水量が上がることによっていわゆる給水原価が下がるというふうな傾向を示します。今後どのような状況になるかというふうな話ですが、この中で主な経費が下がっている中身としては、減価償却費、支払利息等が下がっている関係で、それに対して使用水量が上がったというふうなことです。その立米当たりの単価が下がっているというふうな状況で、今後もこの傾向は事業費が大幅な増がない限りは、そのまま下降状況を推移するというように推測します。

それから、29ページの御宿ダム関係の広域的な渇水状況、あるいはその制限体制の事務体制はというふうなお話ですが、これについては、今現在の状況では御宿町は御宿町の自分の水量を確保しているという中ですから、広域そのものが給水制限をした内容について、それ自体の配分枠内、あるいはその広域の中で調整する必要がある場合があるかもしれませんが、独自で持っているいわゆる水源についての使用は、今のところ自由だというふうに私どもは解釈しております。

議長（伊藤博明君） 1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

最初の町の浄水場ですね、またダムについての問題ですが、これは確保するというふうなことから、要するにきちんと管理をしていくということだろうと思います。簡単に言えば、もう既

に設置から大分これ年限経っていますよね。こちらの資料にもありますけれども、そうしますと、見た目でも、例えばさく等のさび、機器等のさびが道路から見ても見えるわけですね。こういうものについては、当然管理していかなければならない話ですから、先ほどの原価との関係では何か大きな需要がない限りは下がっていくと言うんだけれども、それはだからあなたがきちんとじゃあ計画の中でどういう、今後計画をしていくかと、じゃあ来年度はこういうものを予定しているから、事務費、事業費が膨らむから原価を考えようということにもなるかもわかりませんね、それはわかんないんですけれども。ただ、そういう中でそれをどう考えるかということなんです、簡単に言うとね。その中でじゃあ具体的にはどうされていくのか、来年度に向けてね、そういう質問です。

それから、高料金対策はこれからということですが、これは町長の方にもぜひお願いしたいんですけれども、やはり県にね お互いにこれ死活問題ですしね、この間も料金改定したばかりでございますし、ぜひ引き続き、この水道の料金、高料金対策存続するように県知事等に会った場合、特段の要望をしていただきたいなというふうに思うわけであります。

それから、3番の水道、浜地先だけが高いというのは、そういう大型の需要者がいるということなんです、そうしますと、そういう残っているデータと思いますが、それがなければ浜においても通常の1戸当たりの金額ということでよろしいのでしょうか。

それから、マンション1戸に対して1基でやっているということですが、そうしますと、これまであったような、例えば水道料金の収入の問題では、対町との関係では100パーセント、要するに、この管理者が納めてもらえれば、要するに、管理者そのものに対する請求になるわけですね。

その辺をちょっと、今までは1戸1戸のメーターでしたから、例えば、競売にかかるだとか含めて、なかなか水道料金の中では難しい事案がたくさんあったというふうに過去記憶しておりますので、その辺はじゃあ解決されたということでもいいのかどうか、それちょっと確認したいと思います。

それから、最後の、広域水道の夏季の、特に湧水時の利用などについてですが、基本的には町単独、要するに自由に給水ができるという見解だということがありました、通常、国の方は水利権が発生して、それに伴うものについては、一律に制限を加えていくというのはこれまでの経過だったと思うんですね。それについては、もう一度確認をしたいと思います。

それから、今ちょっと課長おっしゃられましたけれども、御宿町は水源、ダムを含めてあるわけですね。ダムもあるし、河川からも直接給水することも設備上は可能になっています。と

ころが、そういう水源が広域水道しかないというところも加盟団体の中にはあると思うんですね。そうした場合に、やはりその中でお互いに協力し合って、上流の水系が大幅に制限されてもきちんと一定の生活水ぐらいは給水できるというような協力体制も一方では必要だろうと思うんですね。それは今のお話の中では、まだ協議はされていないというような私は認識を持ちましたので、ぜひ今後、そういう会議でそういうものの協力体制が、やはり今後詰めていく必要があると思うんですね。それで、せっかくこれだけの投資をしたわけでありますから、いろんな意味で有効に活用するということが必要だろうと思います。

もう一方では、さっきから何度も言っているとおり、さっきちょっと説明いただけなかったんですけども、平成10年度から14年度まで給水原価が上がっているというのは、広域水量の受水量が上がったというように思うんですね。そういう経過があったわけです。

ですから、そういう意味ではこの38%の広域水道の受水費っていうのは、ものすごくウェートを占めているということでありますので、これまでも何度も申し上げますけれども、やはりこれの縮減をどうするのかということがこれからの課題になってくると思うんですね。その中では、御宿町もきょう専決の中でありましたけれども、借り換え等、こういうこともやってきているんですね。そういうことがやられているかどうかはわかりませんが、そういうことも検討すべきだろうなと思いますし、ですから、それがどういう協議がされているのか、そういうことについても具体的に我々も報告も欲しいし、具体的にそういうものをして、1円でも低減をするんだと、縮減するんだという形を広域水道そのものがやっていたかないとまずいと思うんですね。そうしないと全体的には一つのパイの中での分け合いということになって、そういう中では、大多喜が今度新たな実施計画があるような話もありますけれどもね、そういう中でしか変動がないというふうにもなると思いますので、それについて再度協議していただくように要望します。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設水道課長（井上秀樹君） それでは、先ほどのいわゆる水の単価という簡単な言い方をしますが、それについては確かに経費が上がればそういった単価も上がっていくということで、それぞれに負荷がかかるということですが、それについては補修等の今後の長期的なある程度の考え方をまとめた中で、一気にそれが上がらないような経費の考え方をしたいというふうにならず考えます。

それから、浜の先ほどの受水費の月単価が多いようなお話でしたが、お話のとおりそれを1件抜けば全体平均等は変わらない数値になります。それから、マンションに対する請求という

ことは過去においては個別でやっていましたが、その中で異動状況が非常に激しくて、町としても追及するのが非常に難しかった中で、管理一体型という確保の中の請求になってからは、非常に事務上も整理が付きやすくなったというようなことです。

それから、広域給水制限の件、あるいはそれぞれの自治体の調整の問題、これについては、今のお話のとおり、我々も今後事務整理の中で、検討委員会の中でまたお話が出せれば出して、そういったものを何らかの形で明確にしていきたいと、あるところでは水がなくて、あるところではあってということではやはり広域行政の本来の考え方とはまた流れが変わってしまうところがありますので、検討事項として出していきたいと思います。

それから、1点、私が説明できませんでしたが、経費の中で単価当たりの平成10年から13年は、平成9年の10月から受水を開始して、それが影響して受水費を上げていると。ご指摘のとおり数字だというふうに思います。

以上です。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第8号は原案のとおり認定することに決しました。

これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議案第9号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第11、議案第9号 平成16年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第9号 平成16年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本決算は、地方自治法に基づき監査委員の審査を受けましたので、ここに提案申し上げますのでございます。平成16年度の決算概要につきましては、歳入で9億6,886万7,203円、歳出で9億689万9,333円となり、6,196万7,870円が繰越金という結果となりましたが、引き続き今後も制度の健全な運営に努めたいと考えております。

なお、本決算につきましては、去る8月31日に国保運営協議会の審議を経ておりますので申し添えます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 平成16年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

平成16年度の概要でございますが、国民健康保険特別会計決算の概要4ページの決算の比較、5ページの決算構成比表もあわせてご参照いただきたいと思います。

保険給付費は対前年度比11.1%増の6億101万6,186円。歳出決算額の66.3%を占めまして、療養給付費と療養費をあわせて一般被保険者、退職被保険者別で見ますと、一般は10.4%の増、退職は13.9%の増となりました。

6ページの国保加入者推移のとおり、国民健康保険の加入状況は加入者数4,751人で国保加入率は全住民の58%、前年度比1.4ポイントの増、世帯では73.4%、1.2ポイントの増という状況でございます。

8ページの老人保健拠出金の推移でございますが、老人保健拠出金対前年度比16.4%減の2億1,065万3,357円で、歳出全体の23.2%となっております。これを平成14年10月の法改正により、各保険者が拠出する率が70%から5年間で段階的に50%に引き下げることになりましたので、平成19年度ごろまでには拠出金が減少すると見込まれます。

これに対して、歳入決算の構成比は保険税が歳入全体の33.9%、国庫支出金が39%となっております。前年度繰越金2,742万3,378円、財政調整基金5,800万円の取り崩しを行い、平成16年度の国保会計を維持することができました。

それでは、決算書の5ページの事項別明細書、歳入から説明をさせていただきます。国民健康保険税の全体の収納率は76.7%、前年度歳入額との比較では1ポイントの増の3億2,816万

3,160円の増となりました。

次の6ページの使用料及び手数料は、収入済額16万4,900円です。

次の国庫支出金は3億7,790万6,419円、前年度比12.5%の増でございます。

次に、7ページの療養給付費等交付金9,875万2,000円、1.9%の減でございます。これにつきましては、退職費保険者医療費に対して、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

次の県支出金は459万7,870円でございます。

8ページの共同事業交付金は、2,802万9,408円でこれについては国保連合会から交付されるものでございます。

次の財産収入につきましては、財政調整基金積立金利子406円となっております。

次の繰入金ですが、一般会計から4,512万1,611円。

9ページをお願いします。財政調整基金から5,800万円、合計で1億313万1,611円となっております。

次の繰越金でございますが、平成15年度からの繰越金2,742万3,378円でございます。

次の諸収入は70万8,051円、歳計現金預金利子。

10ページをお願いします。雑入でございます。

以上、歳入合計で9億6,885万7,203円でございます。

次に、12ページからの歳出でございますが、総務費1,158万2,212円、内訳で総務管理費1,100万7,229円、徴税費45万6,583円、運営協議会費11万8,400円、総務管理費につきましては、職員、臨時職員の各1名分の人件費と事務費の内訳でございます。

次の13ページから14ページの保険給付費6億101万6186円、内訳としまして療養諸費5億2,511万9,935円、高額療養費8,358万6,251円。

15ページです。出産育児諸費、1件当たり30万円の17件で510万円。葬祭諸費、1件当たり7万円の103件で721万円でございます。

16ページの老人保健拠出金は2億1,065万3,357円、

次の介護納付金は5,749万1,582円とともに支払基金に拠出するものでございます。介護納付金の対象となる2号被保険者は、1,374人で1人当たり4万1,842円となっております。

次に、17ページの共同事業拠出金は、県内保険者が拠出した高額な医療費に対処するもので1,839万1,799円でございます。

次の保健事業費は、短期人間ドッグ助成金としまして143万1,850円でございます。なお、利

用者は31人おりました。

基金積立金は預金利子406円でございます。平成16年度末の基金の保有額は4,041万9,717円となっております。

18ページは公債費の支出でございます。

次の諸支出金につきましては、保険税還付金及び療養給付等交付金返還金で633万1,941円でございます。

次に、19ページの予備費でございますが、9款の諸支出金の予算額に不足が生じたので充当いたしました。

以上、歳出合計9億689万9,333円、歳入歳出差引額6,196万7,870円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

議長（伊藤博明君） ここで新井監査委員より監査報告をお願いいたします。

監査委員。

代表監査委員（新井和夫君） 平成16年度の国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

平成16年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、平成17年7月27日9時30分より議会委員会室におきまして貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第1項の規定により審査いたしました。平成16年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について決算書類並びに関係書類、証拠書類を審査したところ、正当なものと認めます。

なお、詳細につきましては平成16年度御宿町決算審査意見書によって報告いたします。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

歳入の方ですが、5ページ、この保険税の関係であります。保険証の交付について伺いたいというふうに思うんですが、短期でありますとか、資格証とかっていうような発行がされているというふうに伺っておりますが、この16年度中においては4月から3月までであったわけですが、その中でどういうふうにこの保険証の発行が推移をしたかということについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） 今ご質問の保険証の件ですが、短期、これは3カ月ごとに更新し

ているものが昨年16年度6月1日が175世帯で、基準点が1年過ぎましてことしの6月1日で177世帯、短期が2件増えております。また資格の方が16年度6月1日で26世帯、本年6月1日で24世帯、2世帯減少しております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） それは同じ世帯なんでしょうか。それともこの世帯の入れかわりがあるんでしょうか、内容的には。

それから、それがちょっとわからないから、要するに、税率改正はもうされていますよね、税率改正。それとの関係で、その保険証とか資格証ですよね、特に資格証については、病院にかかるときに一時全額負担ですか、で、後から戻すような話を聞いていますけれどもね。そういう事務が必要だということで、それが必要な医療が受けられないんじゃないかという懸念もあるわけなんですけれども。またそういう、例えば資格証、25件ですか、16年度中に発行されているというお話だったように思いますけれども、そういう具体的な事務内容についてはどういう対応が取られているのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） 私の方からは、短期、また資格が保険税を上げた関係を含めて、どのように移行しているか、同じような世帯の形態かというご質問だと思いますが、資格について1件から2件減っておりますが、ほぼその世帯の構成は変わっておりません。短期については、例えば滞納している世帯の分納誓約を履行している世帯について3カ月ごとに更新の予告をしておりますが、これについては多少の増減があります。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 10割負担の該当者がいるかというご質問だと思いますけれども、そのような保険者は16年度は1人もおりませんでした。

議長（伊藤博明君） 1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） それでは、次に移りますが、8ページ、9ページですね、高額医療等の給付についてであります。こういうところに資料の中で7ページ、医療費の推移というのが表で示されておりますが、この中で1人当たりの医療費ですね、これが平成12年度から16年度、12年度が15万8,000何がし。16年度が18万2,000何がしという金額になっておるかと思っております。その中の高額医療費について具体的に、含めまして、医療費の全体の中で、どういう傾向がこの間あるのかですね、それについて、この16年度の中でどうだったのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、同じような質問なんですけど、資料の8ページに年齢別医療費給付状況というのがありますね。それから、これは老人保健の方なんですけれども、まず資料の中の13ページに老人保健年齢別医療費というのがありまして、ここにはもう一つ折れ線グラフがありまして、今私が質問した1件当たりの医療費の推移が、年齢別のグラフがあるわけですが、この中身についてはまたそちらの次の機会に譲るといたしまして、この1件当たりの医療費の年齢別についてはどのように把握をされているのか。今回間に合わなかったのかなと思いますけれども、できれば、次回の決算にはゼロ歳児からずっとこの1人当たりの医療費ですね、そのグラフが添付されるとその状況がもっとわかりやすいんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺のことについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 高額の対象者でございますが、高額の対象者は年間444件ございまして、月37件平均でございます。その傾向でございますけれども、やはり一番は循環器系の疾患で、心臓病が上位を占めております。次に、新生物と言いましてがん系統です。3番目が呼吸器の疾患、このような内容でございます。

それと、1人当たりの推移というご質問ですが、7ページの5)の医療費の推移の中で平成15年から16年度で、平成15年度が1人当たり17万1,343円です。16年度が18万2,022円ということございまして、額で言いますと1万679円の増という内容でございます。

それと、8ページのこの表でございますが、今議員ご指摘いただきましたとおり次年度から年代別の1人当たりの医療費の推移については今後考えていきたいと、このように思っております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

ちょっと質問のあれ間違えました。17ページの高額医療の関係でありますけど、内容はわかりました。

それとあと、これ補正の中で112万6,000円を減額していますよね。補正予算額っていうのがありますけれども、この内容ですね。当初の予算査定の中と最終的な、途中経過の中で補正対応されたと思うんですが、その内容について今一度お聞かせ願いたいと思います。

それから、同じ17ページの中の保健事業費の中で短期人間ドック31件というような今ご説明あったかと思えます。でもこれは費用額がございましてね、10万8,150円ですか。当初予算の中で何件の予算化されておったのかと。そうしますと、執行率がどうなるのかということだと思

うんですね。それで、これまで短期人間ドックにつきましては、年度末にならないうちに、まだ残があった場合は再度広報などで周知していただいて、利用を勧めていただくと。なるべくこうした予算については、100パーセント満額執行していただくというような計画があったというふうに思うわけでありまして、この平成16年度については、その辺の事業執行については、どういう対応をされたのか、改めてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 17ページの共同事業拠出金についてのご質問だろうと思いますけれども、この共同事業拠出金につきましては、平成17年3月定例議会で補正をお願いしたところでございます。内容につきましては、共同事業拠出金につきましては、県内の保険者の今年度の対象額が集計されまして、各保険者の拠出金額が確定したために1,126万1,000円の減額になったものでございます。共同事業拠出金は、1人当たりご存じのとおり70万円以上の高額療養費に対して行っている共同事業に対する拠出金でございます。

具体的に、実績といたしまして前年度は1件当たり28万958円でございます、64件ございました。平成16年度は1件当たり18万9,603円で97件の実績でございます。したがって、前年度から見ますと9万1,355円の減にはなっておりますが、件数につきましては、33件の増ということで、そのような内容になってございます。

それから、人間ドックでございますけれども、お知らせ版において利用してほしいということで年度当初お知らせ版にて周知いたしました、結果的に先ほどご説明いたしましたとおり利用者が31人で、この内訳としまして男性が14人、女性が17人、人数としてはほぼ横ばいということでございます。

そのような内容でございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第10号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第12、議案第10号 平成16年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました、議案第10号 平成16年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本決算は地方自治法の規定に基づき監査委員の審査を受けましたので、ここに提案申し上げますのでございます。平成16年度の決算につきましては、歳入で11億3,943万165円、歳出で11億3,824万6,665円となり、118万3,500円が繰越金という結果となりました。高度医療化により1件及び1人当たりの医療費はますます伸びる傾向となっております。今後もなお一層の健康管理に対する意識向上を目的とした保健事業等を実施し、医療費の抑制に努めたいと考えておりますので、よろしくご審議、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 平成16年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

平成16年度の老人保健特別会計の決算は、平成14年10月の法改正による対象年齢が75歳に引き上げられたことにより、医療費の急激な伸びはありませんでした。老人保健の医療費に対する負担割合は改正後の3年後となる平成16年度は前半医療費までが社会保険診療報酬支払基金62%、公費38%、高額医療費は社会保険診療報酬支払基金58%、公費42%となっております。

また、老人保健受給者は年間平均1,872人で前年度の1,972人と比較しますと、昨年度5%の減、医療費状況では前年度比で1.4%の減となりました。対象年齢の引き上げの経過措置が終了する平成19年度までは受給者、医療費の急激な増加はないと推測されます。

それでは、3ページの事項別明細書から説明をさせていただきます。

支払基金交付金収入済額 6億9,420万3,000円、この内訳としまして医療費交付金 6億9,029万3,000円、審査支払手数料391万円。

次の国庫支出金収入済額 2億7,940万1,000円。

次の県支出金収入済額 7,150万6,000円。

4ページをお願いします。繰入金は一般会計から7,336万3,000円でございます。

次の繰越金、1,680万4,001円は平成15年度からの繰越金でございます。

諸収入は415万3,164円、内訳としまして預金利子304円。雑入、第三者納付金415万2,860円、これは交通事故で使った医療費の予備分でございます。

歳入合計は、11億3,943万165円です。

続きまして、5ページ歳出についてご説明いたします。

医療諸費支出済額11億2,144万2,664円、内訳としまして医療費給付費10億9,822万2,205円、これは病院及び診療所の医療費でございます。医療費支給費1,958万8,303円、接骨医及び補装具、高額医療費支給分でございます。審査支払手数料363万2,156円、レセプトの審査支払手数料でございます。

次の諸支出金1,680万4,001円、これは負担割合に基づいて算定いたしました返還金でございます。内訳としまして支払金911万5,913円、国へ75万3,973円、県へ98万3,994円、一般会計へ595万121円となっております。

次に6ページをお願いします。公債費、予備費はともに支出はございませんでした。

以上、歳出合計11億3,824万6,665円、歳入歳出差引額は118万3,500円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご説明いたします。

議長（伊藤博明君） ここで新井監査委員より監査報告をお願いいたします。

新井監査委員。

代表監査委員（新井和夫君） 平成16年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算についての監査報告をいたします。

平成17年7月27日午前9時30分より議会委員会室におきまして貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。平成16年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算について決算書類並びに関係書類、証拠書類を審査したところ、正当なものと認めます。

なお、詳細につきましては、平成16年度御宿町決算審査意見書によって報告してございます。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

決算概要の中の12ページ、13ページ、先ほど国保の中でも同様な質問をいたしました。12ページの中の医療費の推移では、医療費そのものが去年と比べて若干低くなっております。

ども、1人当たりの医療費というのは増えているというような説明がございます。それで、13ページの方に医療費のグラフが表示されておりますけれども、これはどのようにこの表を見たらよいのか説明をいただきたいというふうに思うんですね。

それで、これ65歳でですね、これ始まりから急に伸びていまして下がってきて、また96歳、7歳、8歳ぐらいからですか、98、99とまた非常に1件当たりの医療費が高くなるというようなグラフかなというふうに思うんですけれども、こういうグラフになる要因ですね、これは担当としてどのように分析をされておられるのか。

それから、ちょっと私は不案内なんですけど、全県、また全国的にこうした傾向なのか。それとも御宿特異の、独得のこういう傾向を示すのかですね。そしてまた、こういう資料を提示していただいたわけでありますから、この資料から今後じゃあどのようにされていくのか、その辺含めましてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 佐藤課長。

住民課長（佐藤良雄君） 13ページのこの表のご説明をさせていただきますと、この棒グラフは医療費になっておりまして、この横になっている線が1件当たりの医療費ということでご覧になっていただきたいと思います。この内容でございますが、見方は、この老人保健のご存じのことと思いますけれども、老人保健の加入者は法改正後から75歳から加入する保健制度になっておりますけれども、この65歳から75歳未満であっても障害認定を受けた方は老人保健に加入することができます。この中で、65歳から老人保健に加入している方を具体的にお話ししますと、65歳で障害者の認定を受けた加入者が5人、67歳が4人、68歳が6人、69歳が4人、70歳が16人、71歳が13人、72歳が2人と、この法改正までの73歳までの加入者が63人になっております。

この1人当たりの医療費が高額な理由ということですが、何らかの障害があって医療を受けたいという加入者は老人保健に加入しますので、障害を持って医療を受けますから非常に高い状況ということでございます。

それから、72歳以降のこの表を見ますと、これは1件当たり3万か4万ぐらいのこの表の数値のグラフになっていると思いますけれども、70歳から85歳までの御宿町は人口が最も多いため、給付している総額が多いという状況でございます。1件当たりの医療費は低い水準になっております。

85歳になりますと、年令が上がって給付利用者も減り、高額な医療が必要となりますから1件当たりの医療費がまたこのようなグラフになっていきます。これは傾向といたしまして

は、御宿町は県下で2番目という高齢化率になっておりまして、御宿独得のこのような、ほかの町のあれとはちょっと対照はしておりませんが、御宿はそのような傾向になっているということでご理解いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） ちょっと全然よくわかんないんですけども、今のご説明だと75歳までは障害者が加入されているからっていうお話があるんですが、そういうご説明であれば高いまま75歳までこの線グラフは同じ額だと思うんですね、大体ね。ところが、これ65歳から72歳まで一気に下降しているじゃないですか、障害っていうのはじゃあどんどん年取るごとに軽くなるんですか、っていうご説明になると思うんですね、さっきの説明だと。

それから、最後のものについてだって、これ九十七、八、実際的には99歳、100歳ですよ。そうすると、非常に少ないかと思うんですね、件数がね、人の数が少ないんだと思います。人っていうか同じ人でも何回でもやりますから件数ですかね、正確にはね、と思うんですね。それで、件数が少ないから単純に高くなるとか多いから低くなるというのは、非常にわかりづらい説明だと思うんですね。

決算の意見書の方にも今後留意すべき点ということで述べられていたとおりでと思うんですけども、こういう特異なグラフがあるわけですから、それに対してきちんと健康づくりというものをやるべきだと思うんですね、せっかくこういうデータをお持ちなわけですから。だからこういう傾向に対して、どういうじゃあ医療や健康づくりを提供していけばいいのかっていうことから一つ見えてくるんじゃないかなと思うんですね。それについて、せっかくこうやって資料までつくられてそういうことを示されたわけですから、決算ですので、今後こういうものを生かしていきながら事業化していくというのが、これからの施策だというふうに考えるんですけれども。

そういうふうに考えるのか考えないのか、どうされるのかちょっと最後に伺いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 佐藤課長。

住民課長（佐藤良雄君） 65歳で加入する人は5人というお話しましたが、最初は医療費が1件当たりこのとおり高い状況です。その後病名が安定しますから、平均しますとこのようにグラフでは下がってきます。それから、97歳ぐらいからまた跳ね上がりますけれども、これは1件当たりということでご理解いただきたいと。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(伊藤博明君) 挙手多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第11号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第13、議案第11号 平成16年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第11号 平成16年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本決算につきましては、地方自治法の規定に基づき監査委員の審査を受けましたのでここに
ご提案申し上げるものでございます。決算の概要といたしましては、歳入総額5億256万3,037
円。歳出総額4億8,111万2,438円、実質収支額は2,145万599円となりました。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長(氏原憲二君) それでは、ご説明いたします。決算書と資料として配付いた
しました決算概要で説明いたします。

最初に、介護保険の被保険者の状況につきましては、決算概要の13ページ6表に記載してあ
りますように、介護保険の被保険者、認定者、サービス利用者数ともに年々増加しております。
平成12年度当初と17年4月数値を比較しますと、認定者数は177人から345人、サービス利用者数
は116人から261人と伸びが顕著となっております。これは介護保険制度の浸透と高齢化の推進
などが要因と考えられています。

それでは、決算書の3ページ、事項別明細書、歳入からご説明を申し上げます。

介護保険料ですが、調定額7,807万5,200円に対し、収入済額7,738万2,700円で収入未済額
は60万5,400円です。

次に、使用料及び手数料は、保険料督促手数料で収入済額5,400円です。

国庫負担金は介護給付費等負担金9,393万4,119円で、内訳として現年度介護給付費負担金9,221万9,000円と、過年度介護給付費負担金171万5,119円で、保険給付費の20%分であります。

4ページの国庫補助金は3,179万7,095円で、財政調整交付金3,169万5,000円と介護費用適正化特別対策給付金10万2,095円です。

支払基金交付金は1億4,922万7,000円で、保険給付費の32%分です。

県支出金は5,919万2,324円で、現年度介護給付費等負担金5,748万1,000円と、5ページの過年度介護給付費等負担金171万1,324円で、介護給付費の12.5%分であります。

財産収入は利子及び配当金で463円です。

繰入金是一般会計繰入金7,500万1,000円で、内訳として介護給付費等繰入金は5,411万円、過年度分介護給付費等繰入金4万1,324円で、介護給付費の12.5%分の町負担分であります。その他一般会計繰入金2,084万9,676円は事務経費の町負担分です。

繰越金は前年度繰越金で1,571万2,283円です。

6ページの諸収入は31万653円で、内訳として預金利子379円。

雑入、第三者納付金31万274円です。

以上、歳入の収入済額合計は5億256万3,037円となりました。歳入の性質別決算の状況につきましては、決算概要の7ページに記載してありますが、負担割合分の精算による差額分につきましては、先ほど補正予算でご承認をいただきましたけれども、平成17年度で精算することになります。

次に、歳出ですが、決算書7ページをお開き願います。

総務費の総務管理費1,102万6,772円は、職員の人件費や事務費等の費用です。

8ページの徴収費86万8,233円は、介護保険料徴収にかかわる事務費用です。介護認定審査会831万9,011円は介護認定にかかわる調査員の人件費、意見書作成料や審査会共同設置負担金です。

9ページの趣旨普及費3万1,623円は介護保険制度PR用のパンフレットの用紙、インク代であります。運営協議会費3万5,000円は委員報償費であります。

保険給付費は4億5,281万5,655円ですが、内訳につきましては、決算概要の11ページから14ページに記載してございます。

概要の11ページのサービスの種類別給付状況から、居宅サービスについて給付額の状況で見

ますと52.4%を占め、昨年度から比較しますと4.5ポイント上昇をしております。また、利用件数の状況では83.3%で、昨年度から1.2ポイントの上昇となっております。

決算書の11ページに戻りますが、財政安定化基金拠出金は49万1,730円です。

基金積立金は、介護給付費準備基金積立金567万6,000円で、16年度末の基金残高は5,183万4,000円となります。

諸支出金は184万8,414円で、内訳は12ページ、償還金及び還付加算金127万1,510円と繰出金57万6,904円で、15年度事務費等の一般会計の精算分です。

以上、歳出合計は4億8,111万2,438円です。実質収支額は13ページにありますように、2,145万599円で平成17年度への繰越金となります。

以上で説明を終わります。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） ここで新井監査委員より監査報告をお願いいたします。

新井監査委員。

代表監査委員（新井和夫君） 平成16年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましての監査報告をいたします。

平成17年7月27日午前9時30分より議会委員会室におきまして貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。平成16年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算について決算書類並びに関係書類、証拠書類を審査したところ、正当なものと認めます。

なお、詳細については、平成16年度御宿町決算審査意見書によって報告してございます。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

歳入の方であります、介護保険料ということで3ページ、不納欠損として8万7,100円ですか、それでこれは決算の監査意見書でしょうか、26ページに介護保険特別会計ということで載っておりますが、こちらにある不納欠損額っていうのは8万1,700円となっているんですね。これちょっと私の見間違いでしょうか。その内容と、これについては介護保険が始まって初めての不納欠損だというような監査委員からの報告もあるわけですが、その内容について具体的にお聞かせ願いたいというふうに思います。私の見間違いなんでしょうか。その辺の説明をまず最初に。

それと、決算の資料ということで一番最初に説明をいただいた第1号被保険者、またサービス利用者が順調に伸びていると、それは制度の理解が深まったからというようなご説明を一番最初にいただきました。

それで、サービス利用者についてはそれはわかるわけですが、被保険者ってというのはこれは法の定めによって確定する数であって、制度の利用が進むとか進まないことで被保険者は変わるのでしょうか。ちょっと説明の中では変わるように聞こえたんですね。

それと、最終的な、その下の給付状況がありますけれども、これは12年度から16年度までの決算状況の数値ですね。表になっていますね、13ページね、第6表、第7表。一番最初に説明いただいたやつです。そうすると、それは確かに決算としての推移はわかるんですが、これが介護保険の計画つくりましたよね、第1期、第2期というふうにつくったかと思うんですが、それとの関係の中ではどうだったのかと、何回も聞きますけれども、そういうこと大事だと思うんですね。じゃあこの16年度ってというのは、15、16、17ですか、ことしはたしか3カ年の最終年度ってということで、また次期の計画はこれからつくってらっしゃるかと思うんですが、その16年度までの中で、これ第2期計画の執行中の決算だというふうに思いますので、それはどうなのかと、そういうことの中でのご説明をいただきたいと思います。人数と、それから給付状況、要するに、金額との関係ですよ。

それについてまず、お聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） まず、1点目の不納欠損の内容についてご説明を申し上げます。

今回時効の完成に伴いまして、徴収権消滅による介護保険料の不納欠損の件数でございますけれども、人数にしまして5名であります。それと普通徴収の対応でございますので、1期、1年で10期分ありますけれども、期数で言いますと27期分であります。この理由につきましては、生活困窮者が3名、居所不明が1名、納付拒否が1名という5名であります。

なお、先ほどの8万7,100円と8万1,700円との差でありますけれども、正しくは決算書の方が正しい数値でありますのでよろしくお願いたします。

議会事務局長（吉野健夫君） 決算審査の意見書の中で、26ページの不納欠損額、16年度分でございますけれども、8万7,100円の誤りでございます。訂正させていただきたいと思いません。よろしくお願いたします。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それから、先ほどの被保険者の数について、説明がわかりづらい面がありますけれども、これにつきましては高齢化率の上昇によって絶対数が出てきています。第1号被保険者ですね。

それと、あと13ページの表で、第6表でありますけれども、要介護認定者数が345名ということで平成17年4月1日現在でございますが、計画の中では320名ということでございます。それからしますと若干増えておりますけれども、介護保険給付費の比較で申し上げますと、計画数値を下回っているという状況であります。これは介護保険給付費の1人当たりの平均で出しますと、居宅サービス費が1人おおむね10万円、施設サービス費が1人おおむね30万円というようなことで施設サービスを利用されますと、約3倍ぐらいの開きがあるわけであります。居宅施設サービス費は伸びているものの、施設サービス費の方が計画数値を下回っているということで、決算額で申し上げますと、計画水準の給付費を下回っているということで、決算上は良好な数字を維持できているというふうに考えています。

議長（伊藤博明君） 1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

決算意見書の方は数値の誤りということで理解いたしました。

13ページの今の被保険者なんですが、これは何度も同じ質問で恐縮なんですが、法的定めによる人数ですよね、違うんですか。要するに、それは入らなくてもいいということでもいいんですか。それももう1回。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 65歳以上の方についての人数になりますので、それが第1号被保険者ということになりますね。でありますので、これから率が進んでいく、また人口の総数は維持されていますので、そうしますと、第1号被保険者の数が増えてくるというような状況ではなかろうかと思えます。

1番（石井芳清君） 関係ないんですよ、要するにね。御宿町としてはこういう実態があるけれども、という説明はわかるわけだけれども、別にそれは65歳以上なわけだから、それでどうこうっていうことはないわけでしょう。だから、入る入らないのことじゃなくて法的に65歳以上はっていうことなわけだから、それを説明すればいいだけの話なんですけどね。これは大した問題じゃないんで、この質問。

それから、給付状況なんですけど、今ご説明の中で居宅系と施設系のご説明をいただいたかなと思いますね。それでその中では、施設系の伸びが少なかったのかなというような説明内容だ

ろうと思うんですけども、これは反対のことを言いますと、まだたしか待機者がいらっしゃいますよね。これは御宿町そのものが施設提供者じゃないので、そういう責任っていうのはないのかもわかりませんが、やはりもともとが介護保険ができて、これは契約でありますから、その中で保険料を納め、またサービスが必要なときには、きちんと契約の中でサービスを受けることができるというのは簡単な趣旨だったわけですね。その中で、じゃあ施設に入れないからこういうことが起きたのかということも言えるのか、裏返すとね、言えるんじゃないかなと思うんですね。そうは言ったって施設がないものは入られるわけじゃありませんので、これは国・県の問題が非常に大きいと思うんですけども。そういう人たちをじゃあ町としてどういうふうに、本来だったら施設に入れてサービスを受けなければならないでしょう。この中から、当然これまでも資料をいただいておりますけれども、施設に入りたくても入れない方がいらっしゃるわけですから、そういう方がじゃあどうこの中で対応されてきたのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 待機者のご質問でありますけれども、4月1日現在の待機者数、参考までに申し上げますと57名いらっしゃいます。うち、居宅での待機者が問題ではなからうかなと思います。その方が26名いらっしゃいます。この26名のうち、介護度で申し上げますと、要介護1から3の方が全体の73%を占めているということで、比較的軽度の方が施設入所の待機をされているという割合が高いわけでありまして、さらには4度の方も議員ご指摘のようにいらっしゃるわけですので、そういう方につきましては、ショートステイをできるだけ使っていただくということで、最長1カ月までは使えますので、これをなるべく組み入れて介護支援をしているという状況であります。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり認定することに決しました。

これより2時15分まで休憩いたします。

(午後 2時00分)

議長(伊藤博明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時15分)

議案第12号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第14、議案第12号 平成16年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第12号 平成16年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本決算は地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る7月27日監査委員の審査を受けましたのでここに提案いたします。

本決算の規模は、歳入総額36億560万2,341円、歳出総額34億39万6,500円であり、実質収支額は1億9,885万4,871円の黒字決算となりました。

平成16年度は「三位一体の改革」の初年度であり、国と地方の関係を大きく変える改革が断行され、交付税の減少、国庫負担金の廃止など地方財政にとって厳しい状況での財政運営となりました。

こうした中、財源の重点配分を行い、これまで準備を進めてきた中学校校舎改築事業に着手したほか、漁港の物揚場改修やイノシシ被害防止など産業振興事業、道路改良等生活基盤の整備、治山や防災マップの作成など防災対策、合併50周年記念誌の発行や都市計画の施行、少子化、高齢化に対応した各種福祉施策などに取り組んでまいりました。

今後とも効率的な行財政運営に努め、住民福祉の向上に資するよう努力してまいりますので、ご認定方よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

議長(伊藤博明君) 灌口企画財政課長。

企画財政課長(灌口和廣君) 平成16年度の御宿町一般会計歳入歳出決算の説明をいたします。

決算概要書の2ページより説明いたしますのでお願いいたします。2ページの中段に記載さ

れておりますけれども、16年度の予算の状況について説明します。

歳入においては国庫補助負担金の廃止、総額の抑制、財源保障機能の縮減など交付税改革、所得譲与税の創設による暫定的な税源移譲からなる「三位一体の改革」は初年度に当たり、国庫補助負担金では、公立保育所運営費負担金が廃止され、交付税では財源保障機能の縮減や投資的経費の抑制による縮減、また交付税の補てんである臨時財政対策債の発行可能額の圧縮、さらには町税の大幅な減収を見込んだ中での予算編成でありました。

歳出では、中学校校舎改築事業への着手、高齢者等の医療給付費の増加や児童手当の給付拡大、清掃センターの借入金の償還開始等、義務的経費が増加する中で基幹産業の振興、環境整備行政等、行政需要は多く、これにこたえるべく事業を選択し編成いたしました。

決算の収支を説明いたします。2ページの3で、平成16年度の一般会計の決算額は、歳入総額36億560万2,000円、歳出総額34億39万7,000円となり、これを前年度と比較しますと、歳入では4億8,798万3,000円の増。歳出では、4億1,331万円の増となりました。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は2億520万5,000円であり、実質収支では1億9,885万4,000円となり、前年度より7,909万4,000円の増となりました。黒字幅の増加は15、16年度2カ年での財政調整基金、減債基金からの繰り入れは1億2,700万円にもなることを鑑みれば、大変厳しい財政状況に変わりはないことがわかります。

また、平成17年度予算編成作業時から一般財源の大幅な不足が見込まれており、この不足額を16年度に基金に積み立て17年度に取り崩す形でなく、16年度からの繰越金という形で確保したことから実質収支が伸びた状況にあります。

次に、3ページの歳入決算の状況は、13ページの第2表で説明いたします。

13ページ、第2表にありますけれども、歳入総額は36億560万2,000円、前年度と比較しますと、4億8,798万3,000円の増額となりました。町税は全体の26.9%を占めまして、9億7,124万円です。続きまして大きいものは、地方交付税で20.8%で、7億4,943万1,000円でございます。続いて大きいものが、分担金及び負担金で7%を占めておりまして、2億5,071万2,000円。次に、一番下になりますけれども、町債で6億7,450万円で18.7%を占めております。

続きまして、歳出を説明いたします。

その下の表ですけれども、歳出決算の総額は34億39万7,000円、前年度と比較しますと4億1,310万円の増加となりました。16年度は教育費が最も多く6億3,794万6,000円で、全体の18.8%を占めております。続いて総務費の6億473万8,000円、17.8%、民生費の5億6,096万2,000円の16.5%、衛生費の4億9,086万円の14.4%の状況です。公債費は減税補てん債の繰

上償還と清掃センターの償還始まりにより、15年度より1億6,250万5,000円多く伸びております。

続きまして、11ページの決算の財政指標について説明いたします。

11ページですけれども、基準財政需要額、基準財政収入額、標準財政規模は国の一定基準に基づいて算定された数値でございます。16年度は需要額が16億531万4,000円、収入額が9億3,444万円です。この差額が地方交付税として配分され、6億7,087万4,000円の地方交付税です。

次に、標準財政規模は19億344万8,000円です。財政力指数は0.575で1に近いほど余裕があるということでございます。実質収支比率は10.2%でございます。経常収支比率は88%で、前年より約4%アップしました。公債費比率は13.7%、公債費負担比率は15.3%、起債制限比率は9.4%です。積立金の現在高は2億8,864万8,000円でございます。地方債の現在高は39億6,266万9,000円でございます。債務負担行為の支出予定額は1億352万8,000円でございます。将来債務比率は213.6という数値となりました。

次、16ページの性質別歳出について説明いたします。16ページをお願いいたします。

経常経費が27億8,118万円で、全体の81.8%を占めております。投資的経費は6億255万8,000円で、普通建設事業でございます。経常的経費の中で人件費は全体比較の26.6%を占めております。物件費は18.9%、補助費は12.9%という数値となっております。

続いて決算書の説明をいたします。決算書をお願いいたします。

歳入決算につきまして、決算書の3ページで説明いたします。

3ページの一番下段となりますけれども、予算額と決算額の比較であります。合計の右の欄で予算に対する収入済決算額は、1億1,170万8,791円予算より多くなりました。率にしますと103%です。この要因につきましては、地方交付税を留保をしたものによるものでございます。

6ページより、歳入について説明いたします。

町税は9億7,124万435円です。町民税はほぼ横ばいです。固定資産税は地価の下落により土地分は減収となったものの、新築家屋の増加により増収となりました。

7ページの地方譲与税は6,782万9,000円です。

8ページの所得譲与税は、16年度より三位一体改革により新しく交付されたもので、その額は1,342万1,000円となりました。利子割交付金は468万3,000円です。配当割交付金は113万4,000円と、8ページの株式譲渡割交付金132万7,000円は、16年度から新しく創設された交付

金です。

9ページの地方消費税交付金は7,282万8,000円です。

10ページのゴルフ場利用税交付金は1,939万5,570円で、15年度とほぼ大きく変わりません。

自動車取得税交付金は3,722万3,000円です。

11ページの地方特例交付金は1,990万6,000円です。

地方交付税は7億4,943万1,000円で20.8%を占めています。15年度より2,890万9,000円の減です。

交通安全対策特別交付金は171万1,000円で、交通違反の反則金が財源となっております。

分担金及び負担金は2億5,071万2,585円で、大原町のごみ処理負担金で84%を占めています。

13ページの使用料及び手数料は5,873万4,767円です。使用料は記念館、プール、町営住宅、教育施設の使用料が主なものです。手数料は窓口業務のものでございます。

15ページ、国庫支出金は1億8,869万1,075円です。国庫負担金については、福祉関連費が主です。また、中学校建設事業により17ページの最上段に学校建設費負担金7,203万6,000円が含まれています。国庫補助金については、道路建設事業や教育援助費が主でございます。

18、19ページの県支出金は1億4,220万6,667円です。県負担金については、福祉関連費が主でございます。

20から23ページの県補助金については緊急雇用関連費の補助金が主で、その総額は3,400万4,627円です。

25ページの財産収入は4,836万5,146円で、町有地の貸し付けと売り払いが主です。

26ページの寄附金につきましては、1名の方から100万円の寄附がありました。

繰入金につきましては、1億3,554万1,765円です。特別会計からの繰入金と基金繰入です。基金繰入は、総額1億2,900万円の取り崩しをいたしました。

27ページ、繰越金は1億3,053万1,814円です。

28ページの諸収入は、2,861万517円です。雑入が主で、JRの返還金やごみのリサイクルによる売上金、観光施設の売り上げが主です。

31、32ページ、町債は13事業で6億7,450万円の借入れをいたしました。

以上、歳入予算総額34億9,389万3,550円に対し、調定額40億4,872万9,129円とし、収入済額は36億560万2,341円となり、不納欠損額は2,455万6,436円、収入未済額は4億1,857万352円となりました。

歳出について説明いたします。4、5ページよりお願いいたします。

4、5 ページで予算額に対する支出済額との比較につきまして、5 ページ下段の合計欄の予算額34億9,389万3,550円に対し、支出済額は34億39万6,500円で、また、17年度への繰越額が5,500万3,970円となり、不用額は3,849万3,080円でした。この執行率は97.3%です。

歳出の事項別名明細について34ページより説明いたします。

では、34ページの議会費は7,739万6,485円です。このうち人件費が95%を占めます。総務費は6億473万7,805円です。総務管理費としての特別職の給与や、総務課、企画財政課の職員人件費が含まれております。

25ページの財産管理費として庁舎管理費や町有地の管理費用があります。

41ページの企画費は負担金補助及び交付金で、広域市町村圏事務組合の負担金や、42ページのJR複線化事業負担金が主です。諸費は自主防災組織の防災備品購入や、行政区の補助や防犯灯の補助です。

43ページの防災諸費は、防災無線の管理や防災マップの作成をいたしました。

44ページの徴税費は税務課職員の人件費並びに事務に要する物件費でございます。

47ページは、戸籍住民台帳費は戸籍住民台帳事務従事者の人件費とその事務費でございます。

48ページ、選挙費は参議院、知事、町長選挙の事務費用でございます。

52ページ、統計調査費は農林業統計や商業統計の事務費用でございます。

53ページ、監査委員費は、監査委員2名の報酬が主でございます。

53ページ、民生費は5億6,096万1,554円です。社会福祉総務費は55ページ中段の負担金補助及び交付金で、町社会福祉協議会の補助金2,489万2,000円と下段の国保会計への繰出金4,512万1,611円が主でございます。老人福祉は56ページの委託料、在宅介護支援センター業務委託1,155万7,000円と、57ページの特別会計の繰出金が主でございます。

次に、心身障害者福祉費は57ページの負担金補助及び交付金として施設訓練支援費や扶助費として重度障害者医療費です。

59ページの出産奨励費は15件の祝金を支給いたしました。

児童総務費は児童厚生員の費用や児童館の運営費です。

61ページをお願いいたします。児童措置費は児童手当の費用です。保育諸費は1億3,952万3,947円で、この84%は人件費です。

64ページ、衛生費は4億9,085万9,659円です。保健衛生費総務費は保健指導や65ページの負担金補助及び交付金で、国保、国吉病院への負担金が主です。予防費は66ページの委託料として各種健診事業の費用です。環境衛生費は環境整備員の費用や河川排水処理施設の運営費、火

葬業務の負担金です。

69ページ、乳幼児医療対策費は乳幼児に対する医療費の助成です。保健指導費は保健指導のための人件費とそれに対する物件費です。

70ページの清掃費は、ごみ収集費及び清掃センターの運営費用と73ページのし尿処理費として環境衛生組合の負担金が主です。

74ページ、上水道費は赤水対策のための水道管の清掃、水道会計の補助、南房総広域水道への負担金です。

74ページ、農林水産業費は7,432万2,356円です。農業費は農業委員会費や農業振興にかかる職員人件費です。

78ページの林業費は79ページ治山費として須賀、部田地区及び岩和田地区の治山工事でございます。

水産業費は稚貝放流事業、漁獲共済事業、漁港合併対策事業に対して継続補助をしました。

80ページ、漁港整備事業として岩和田漁港の整備に16年度より着手しました。

81ページ、商工費1億1,081万1,337円です。商工振興費は82ページの商工会への助成や借入金の利子補給を行いました。

観光費は83ページの委託料として海水浴場開設、観光企画作成委託として観光協会へ委託しました。

84ページの月の沙漠記念館管理運営費や臨時職員賃金と運営にかかる物件費と、企画展開催のための費用です。

86ページの工事請負費で記念館の空調施設の改修を行いました。プール管理運営費は運営のための物件費と87ページ委託料の監視、清掃業務の委託費が主です。

87ページ、土木費は1億5,319万1,109円です。

90ページの道路維持費、道路新設改良費で維持管理に努めました。

91ページの16年度より実谷地区の0106号線の道路改良に着手し、用地買収に入り一部工事も入りました。0109号線道路改良費は千葉工業大学入り口の改良のための調査、設計をいたしました。

住宅費は92ページの工事請負費で、国の助成を受けて岩和田団地の外壁補修、岩和田団地の屋根防水工事を行いました。

都市計画費は都市計画の決定をしたので、93ページの委託料で地形図の修正業務を行いました。

河川費は裾無川の河床の改良を行いました。

消防費は1億8,922万8,318円です。常備消防費は広域消防への負担金です。非常備消防費は町消防団活動の団員報酬と訓練費、消防費の維持費でございます。

96ページの教育費6億3,794万5,945円です。

107ページの16年度より御宿中学校の校舎改築事業の工事に着手し、2カ年の計画事業により、中学校建設費として4億3,135万5,230円を支出しました。社会教育費として、公民館活動の各種教室の充実と広く住民が利用しやすい公民館の運営に努めました。

113ページの保健体育費は、B & G海洋センターを中心とした運動に関する健康行事の開催や、運動施設の維持管理に努めました。

116ページの災害復旧費は2,258万8,878円です。

117ページ、公債費は4億7,835万3,054円です。清掃センター改修事業費の償還が始まったため、15年度より1億6,200万円増えました。

118ページの予備費については支出されませんでした。

以上、歳入につきましては予算総額34億9,389万3,550円に対し、支出済額は34億39万6,500円で翌年度への繰越明許費は5,500万3,200円です。不用額は3,849万3,080円です。執行率は98.9%です。

実質収支に関する調書について119ページで説明いたします。

歳入総額から歳出総額を引いた額は2億520万5,841円で、翌年度へ繰り越すべき財源は635万970円です。よって、平成16年度の実質収支は1億9,885万4,871円です。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） ここで新井監査委員より監査報告をお願いいたします。

新井監査委員。

代表監査委員（新井和夫君） 平成16年度御宿町一般会計歳入歳出決算につきまして、平成17年7月27日午前9時30分より議会委員会室におきまして貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。平成16年度御宿町一般会計歳入歳出決算について、決算書類並びに関係書類、証拠書類を審査したところ正当なものと認めます。

なお、詳細につきましては平成16年度御宿町決算審査意見書により報告しております。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

12番、浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 12番、浅野です。

実は私、この決算のもとになる予算、賛成の方にやらせてもらって可決した予算でございます。その枠の中で執行されてでき上がった決算について質問するのめいかなものかなと思っ
ていたんですけれども、幾つか伺いたいと思います。

まず、とっかかりといたしまして39ページ、この負担金補助及び交付金という中、ちょっと
気がつかなかったんですけれども、経済協議会会費7万円というのがございます。これちょっ
と私、どういうものかよくわかりませんし御宿にとってどのような利があるものなのかわかり
ません。そういうところについて一つまず伺いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 担当課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） この経済協議会につきましては、千葉県と市町村並びに京葉
工業地帯の会社が組織しております会でございます、経済が好調な時期にはいろいろな市町
村への会社の設置とか、そういうものがあつた場合の情報を交換するとかという、そのよう
な趣旨で設置されておるものでございまして、最近はこのような経済状況から18年度におきま
しては、ちょっと脱退の協議をさせている状況でございます。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 12番、浅野です。ありがとうございます。

実は私、ただいまのお話で出ましたけれども、このような経済状況というお話がございま
したけれども、まず、このような経済状況の中で予算をつくって執行しておるわけですが、
もうこれ支出の端っこを考えるしかないというところが端的なところで思います。そういうよ
うなところから、この決算書を、委託料、それと負担金補助及び交付金と、この点に絞りまし
て見させていただきました。事業費等につきましては、またほかからも出ると思いますので、
残念ながら先ほどの概要説明で、経常収支比率88%というような数字が出ております。決して
ほめられたものではないとか、危機感を持った方がよろしいのではないかなというところ
から、そういう思いの中で見せていただいたんですけれども、一つ、財産管理の中に1,038万
3,660円という警備委託費がございまして、これはこの庁舎の警備委託とそういうふうに理解し
てよろしいのでしょうか。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） そのとおりでございます。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） そのほかに町有財産たくさんございます。そこだけちょっと拾って

みました。同じところがあるかもわかりませんが、例えば児童福祉の方ですから、児童館、あるいは保育所、月の沙漠記念館、小学校、中学校、ずっと拾ってみました。例えば中学校の場合、警備委託費が44万6,952円。一番費用がかかっている体育施設で105万7,044円。要するに、庁舎以外の町有施設の警備委託費、合計いたしまして429万3,492円という数値でございます。これいろいろ違いがあるかもしれません。

それに対しまして、庁舎の警備委託費が1,000万という数字が出ておりますけれども、いかなものなんでしょう。各警備を委託する場合の委託の仕方というものは、それぞれの施設によって違うんでしょうか。それとも一括なんでしょうか。その辺のところを私、この前一般質問でも委託の経緯どうなっているのっていう質問をいたしました。ちょっとそのときよくわかりませんでしたので、ここでもう一度、この警備委託に限って結構ですから、ご説明いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 警備委託につきましては、それぞれの施設の中で警備を委託しているという状況でございます。また、庁舎の場合の警備委託というものも当然設置時にアラームとかを既に設置しているという状況から、そういうところでそれぞれ建物に応じて警備委託を行っているというようなこともございます。そういう中で、御宿の庁舎に限ってはこの中の電気関係から消防関係、浄化槽関係、それからこの今申しました警備、アラームですね、そういったようなこと、それから空調関係、エレベーター関係、そういったものすべてを委託し、1,000万というようなことでございます。また、警備委託につきましては、一番大きなのが、ここの電気や空調関係の保守委託ということで、警備を委託している会社から常駐している人が1名おります。16年度はそういう状況で今までやっていたんですが、そういうところも見直しまして常駐じゃなく、今後週に3回ぐらいというようなことから警備の見直しもして、17年度は臨んでいるというような状況でございます。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） これいろんな考え方があると思います。例えば工事の場合にも分割発注の方がいい面もあるし、一括発注の方がいい面もあると。これと同じで、例えばこの警備なんかにつきましても、町の所有施設を一括して委託をした場合の受注、予算、それと縦割り行政、縦割り行政と言っちゃ悪いですけども、この予算書が款が全部違いますから、この予算を一本化しろというのが無理だと言われれば、それはおかしいよと。金を減らすためにはそれぐらいやったっていいじゃないのっていう私、言い返しをしますけれども、一括してやった

方がいい場合もあると思います。例えば教育課ではどこそこで受注しているよとか、あるいは観光課の場合にはこっちだよとか、あるいは総務課の場合にはこっちだよとか、それをどこでどうやって把握しているのか、私はちょっと多分総務課長のところだと思いますけれども、この辺はどんなもんなんだろうかな。一遍これ、一括受注の場合ですとか、あるいは各担当での受注ですとか、そういうの見積もり比較をして、そして表に出しちゃおうと。こうなっていると、必要じゃないかと思うんでございます。けれども、これから12月にかけて予算立てをすと思います。私も一般質問でこれをさせていただきますけれども、それに向けて大きな反省と課題ではなかるうかなと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） これから十分担当課にヒアリングをやっていただいて、見直すところは十分見直していきたいとこのように考えています。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 次の議会のときに、また私これ触れさせていただきますけれども、少なくとも、前へ少しでも進むような形を考えていただきたいと、取っていただきたいなと思います。

さらに、先ほど私が絞りましたこの使用料及び賃借料、あるいは委託ですとか、負担金補助金ですとか、これ膨大な金額になると思います。よく職員の皆様が事業費なんかを一生懸命圧縮してくれている中で、こういうのが経常経費にかなり入ってきて、要するに動脈硬化を起こすもとなっていると。これらを見直す、この決算期を機会にしてこれらを見直す、そういうような作業をやる必要がぜひあるのではなかるうかと、あと減らせるのはここだけだと思います、私は。人件費は生活給でございます。これは最後の最後の砦だと思います。でしたら、いろんな立場の人に集まっていただいて、これの見直しを次の予算立てまでにぜひやっていただきたいと思います。

ちょっと質問の趣旨が違っちゃうかもわかりませんが、決算をもとにどうという質問ですのでお許しいただきたいと思いますけれども、いかがでしょう。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 議員のおっしゃるようになりますね、トータル的に考えると、発注するときに安く上がるというようなことはございます。現に、清掃業務につきましては公民館清掃、それから庁舎、それからBGとか、そういったようなところを一括で一応発注をし、見積もりを取り、入札をした経緯がございます。これは16年度でございますが、決算に出ておりま

すが、そういう中でそれぞれその金額に応じて各目的別に割り振ったというような経過もございます。そういうようなことも実施はしておりますので、また、そういうようなところでトータルの同じような業務を委託するについては、そういうことも考えながら17年、18年度の予算の編成においてもやっていきたいと、このように考えております。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 効果の方はいかがでしょうか。これらの見直しの作業、あるいはそれをするセクション、立ち上げてやっていると、次の予算に反映させると、そういう作業はこれから不可能でしょうか、可能でしょうか。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） これからそういうような形でできる限りの施設についても同じようなことで予算に計上されておりますので、そういうところを一括でもってできるような形を取ることもできると思いますので、その辺は精査して実施していきたいと、このように考えます。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 総務課長、誤解のないように。私がこれから見直しが必要なのは、管理委託だけじゃないんです。私が言っているのは、負担金補助金の見直し、さらに委託料の見直し、各項目一つ一つ、洗い出している見直し。これをやっていただきたいと、それを来年度予算に反映させていただきたいと、そういうお願いですので、ぜひ一つお願いしたいと。そういうセクションを形として立ち上げて、実際に話し合いを進めていくと、できれば部外者にも入ってもらおうと、議会からも入ってもらおうと。そういう形としてできるだけ早くやっていただきたいとそのように思います。これはお願いでございます。

次に、商工費の中の海水浴場監視雇用、プール施設監視、清掃業務委託、これが私ちょっと目にとまったんですけども、これもみんな委託業務でございます。海水浴場650万、プール546万、これほとんど人件費だろうかと思います。どれぐらいの期間で、どれぐらいの人数で、変な言い方しますけれども、1人当たりの人件費として1日の単価でいくとどれぐらいになるのかなと、非常に興味を持ちましたので、わかればお答えいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

商工観光課長（米本清司君） まず、海水浴場の監視員の雇用委託ということでございますが、これは町の委託費で650万円。これを観光協会の方に委託し、実際の金額は総額で平成16年度ベースで約920万円、観光協会の方で270万円、上乘せして海水浴場の監視委託を行って

ます。

実際は、監視員が多いときで21名。監視長が1、主任が3、ということで3つの海水浴場の監視業務をしております。金額につきましては、観光協会の方から上がってきているんですが、それぞれ人の役職によってまちまちなんで控えさせていただきます。

次に、プールの方の関係ですけれども、これが546万円ですね。期間については53日間ということで、やはり人数は最高で12名から14名という配置になっています。期間については開設前、清掃関係も含めまして2日間ぐらいをみています。

以上です。

12番（浅野玄航君） ちょっと聞き方が品がない部分がありまして申しわけなかったんですけども、観光協会に再委託っていうのはおかしいですけれども、そこからまた貸していただいて920万という膨大な金額がかかっているというものにつきましても、これはやはり監査というのは大事じゃないかなと思います。

さらに見ていきますと、私このプールの方の決算書をちょっと見てみたんですけども、使用料と売店売上料で1,340万3,484円、それに対して、支出の方が1,729万2,000円という決算でございます。これからもうけようとは私は言いません。だけれども、できるだけもうかった方がいいよというのはこの前の一般質問でもさせていただきました。知恵を出した方がいいんじゃないですかというお話もいたしました。さらに進めていただければなと思います。それでこそとっかかりが安全にかかわることですから強くは言えませんが、この監視清掃委託にも一つポイントがあるのかなと、見直しの大きなポイントになるのではなからうかなということで指摘させていただきました。

いずれにいたしましても、委託料、それと負担金補助及び交付金、こちらの方の見直しの作業をぜひ進めていただきたい、そういうセクションをつくってそこでもう1回たたいていただきたいと、それによって大きく町の財政が好転するのではなからうかなという期待を私は持っております。

最後です。教育費の中、ドン・ロドリコ滞在地区大宮寺でよろしいんでしょうかね。名前はね、大宮寺の調査ですね。これは緊急地域雇用創出特別基金事業ですから、単年度予算なのかなとも思うんですけども、これ大変貴重で必要なものかと思います。国・県の補助ですから、町の予算は使っておりませんが187万9,500円。これ16年度の実績成果、これについてお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） この事業につきましては、16年度で2回目の事業となります。平成14年度に1回発掘調査をいたしまして、第2回目ということなんですが、第2回目で大きな何て言いますか、結果がここにあったんだということはないんですが、なかったということでもないという、何とも説明のしようがないんですが、ここになかったということはなく、ある程度昔のものは発掘はされているけれども、ここだという証拠はないと。加藤晋平さんという御宿町出身の大学教授の方が中心となってやってくださったんですが、現在の大宮寺の近くが可能性があるんじゃないかと。再度、できれば調査をさせていただきたいという申し入れもあります。1回、2回、大きな成果は出てはおりません。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） こういうのって途中でやめちゃうとだめになっちゃうんですよ、これは。1回だめになったらもうだめなんです、文化財というのは。ですから、苦しい中で町の単独事業としても結構ですから、私はぜひ継続していただきたい。発掘にかかわる費用が、例えば単年度180万、これ結構大きな金額だと思いますけれども、何かの形でこれを継続していただきたいのと、ここで2年、3年休んじゃったらだめになっちゃいますよ。大事な町の財産、御宿町だって5年後、10年後にどうなるかわからないんですから、それまでの間にある程度結果を出さなければしょうがない。ぜひこれ来年度の事業づくりに向けて継続を考えていただきたいと思います。と同時に、これをぱっと見まして、たしかこれ500年にもなってないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。多分、ね、これドン・ロドリコの滞在地、この件につきましては、御宿町の誇るべき出来事だったと思います。

さらにたくさんの方がこれをご存知ですし、これを目当てにいらっしゃる方も結構おると思います。また、何年前になるんでしょうか、かなり大きなイベント的な行事も行いました。ぜひこれ400年に向けて何らかの大事業とはいいませんけれども、お客さんを呼べるという形にも結び付けた事業、行事が行えるように検討いただきたいのと、また予算の方も考えていただきたいのと。節約しろって言ったり、予算をつけろって言ったり、大変申しわけないですがけれども、これ私の価値観で申し上げているんですからお許しいただきたいと思います。ですけれども、この途中で行かなくしたらこれはだめだよということですので。

以上、お願いも含めまして私の質問はこれで終わらせていただきます。あとはほかの方にお願います。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

石井芳清君。

1番(石井芳清君) 1番。

決算認定であります。決算概要の1ページの「初めに」という単元がありますが、これをちょっと僭越ながら読ませていただきます。「平成16年度の御宿町一般会計歳入歳出決算がまとまりました。決算は、町の1年間の行政活動の結果を計数的に明らかにするとともに、編成された予算がどれだけ効果を生んだかを見ることによって次年度以降の予算編成に生かしていくものです。また、決算を単年度の行政成績としてとらえるだけでなく、町の将来の行財政運営の改善のための指標として見ることも重要なことです。」と、私も全くこのとおりだろうというふうに思うんですね。このようにみずから述べている中で、今のご説明を聞きますと、前段の浅野議員が質問された趣旨のとおりだと思っておりますが、この成果、どのようにしてこういう成果がなし得たのかというところの説明がほとんどないんですね。

例えば、先ほどから何回も質問をしていますけれども、予算には100パーセント使ってよしとすべきこと、もしくはそれを99、98となるべく縮減するっていうことで、それが努力があったというふうにみなすことと、簡単に言うと2つの見方があると思っております。そういう中で、これを16年度予算がどういうふうに執行されたのかと。端的に申し上げさせていただければ、一番最後に述べられた今年の不用額、大変な金額なんですね、3,900万超えていましたか、3,800万ですね、超えてる金額の不用額であったと。それでこの当初予算を策定する中においても大変厳しい予算計上をしていただきながら、予算づくりをしていただいたという経過があったと思っております。それとの中で、じゃあこの決算がどうなのかということの評価がされていないというふうに思うんですね。

それから、これは16年度決算ですけれども、ことは例のゼロ予算事業っていう形で決算書に載らないもの、数値化されないものについて、特に書面化して事業を執行していただいていると、これも大変な努力だろうと思っておりますけれども、そういう形でこれまでそういう予算とか決算に数値としてあらわれないものについては、だんだんそういうものが形骸化していくと、なくなってしまうと、考え方がね。だからそういうものの継承はどうするんですかと、そういうものをもっと発展させるためにはどうするんですかっていうようなことを、私前に聞いたことあるかと思います。そういう中で、それが17年度ではゼロ予算事業ということで、形が、要するに書面化するという中でそれを発展させるということが一つ努力の中であったというふうに思うんですね。

そういうこともあるわけですけれども、じゃあこの中でどうなるかということが大事だろうなと思っております。そういう趣旨で質問をするということを頭に入れながら答弁をいただきました

いというふうに思います。同じようなことを何度も質疑するというのは省きたいというふうに思っています。

それで、歳入面ですが、歳入の6ページ。固定資産税の中ですが、先ほどの説明の中で、新築によるものというお話ありました。ところが、16年度の中で、じゃあその区ごとの中では、どういう区がこの新築件数が多いのか。その辺について16年度どうだったかご説明いただきたいというふうに思います。

それから、25ページであります。財産運用収入という中で土地建物貸付収入っていうのがあります。この収入未済額519万円ですか、あるわけですが、今までこういうようなものは載ってなかったというふうに思うんですけどもね。これについて内容どうなっているのか、それについて説明を受けたいと思います。

とりあえず歳入面で。

議長（伊藤博明君） 税務課長。

税務課長（木原政吉君） 固定資産税の伸びの中の家屋の新築増築ですが、トータルの数字で言いますと、14年から16年までの棟数は87、96、101というふうに3カ年で順に増えております。区ごとについては主に御宿台が多く建っています。今手持ちに今後の区ごとの資料を持っておりませんが、今までの評価の実態を見ますと、特に御宿台がその中でも多いというのが実態であります。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 25ページの土地建物貸付収入の歳入未済額519万330円ですけれども、これにつきましては、15年度までの決算においては収入があったものが調定額として上げている事務を行ったところではありますが、監査委員の指摘により、調定額をしっかりと上げて未済額を示すようにということでありましたので、16年度予算からはこのような形で収入未済額を上げた次第で、この年度は、平成3年度からの積み上げのものでございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

監査委員の指摘というのはちょっとびっくりしました。今後こういうのをきちんと把握した中で対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、次に移ります。44ページであります。これは防災諸費の中で防災行政無線保守点検委託、また無線局検査委託費ということで載っておりますが、これらの業務内容ですね。また、これは毎年だとか、もしくは年何回行うものか。それから、範囲ですね、質問は。この

課の、具体的には消防団の無線業務が大変支障を来しているという報告を何度も受けておりますので、その内容に関してこうした保守点検委託というものがこういう形でされているというふうに思いますので、その内容の中で、特に消防団の、要するに、行政無線の内容、その点検内容ですね、具体的にどういう状況であったのか、この間使えないんじゃないかというような話も全員協議会の中ではあったんですけども、それについて現状どうなっているのか。それから、今現在どういう対応をされて、今後どうするのかも含めてお聞かせ願いたいというふうに思います。

その点。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 防災行政無線の点検は年2回行っております。そうした中で当然固定系と移動系がございます。防災の件で固定系で放送している卓上から、またスピーカーから流れる、そういったスピーカーとすべての点検をしているという状況です。また移動系についてはそれぞれ各分団に持っている移動系、1台ずつございます。それと、各課において公用車につけている移動系がございます。この移動系についての点検を行っているところでございます。

当然、バッテリーとか、また、もう大分古くなってきているということから、劣化しているというような状況もございますが、その各きちっと充電、またバッテリーが充電できないものについては取りかえてというような内容を図っているところです。

そういうことから、この間も高山田の訓練がございましたが、一応中継等も行いましたけれども、各分団の部分には使用ができたというようなことで確認はしているところでございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） たしか年度末に一斉点検をやったような記憶があるんですけども、それでその点検の内容はどうだったんですか。例えば全部合格だったんですか。それとも何台か不良でそのまま、例えば修理で、多分部品もないと思うんですよね。ICが開発される前だったよという話記憶しておりますので、そういう問題も発生するかと思うんですけども、その辺はどうなのかですね。

それから、じゃあ今消防団の中で、連絡業務、94ページの方には消防団報酬も直接ちょっと聞かせていただきますけれども、報酬もありますけれども、これ不用額44万7,000円っていうことで多額の不用額が出ていますけれども、これ対予算との中で、どうしてこういう不用額が出たのか。

それから、同様にご承知のとおり消防団っていうのは、ほかに仕事を持ちながら準ボランティアというような立場の中で、こういう防災に当たられているわけだというふうに理解しておりますけれども、そういう中で、こういうものを含めまして、例えば出動報酬なんかもたしか800円でしたか。そのぐらいの金額だったろうなというふうに思いますけれども、かなり低い金額だったというふうに思うんですね。

それで、例えば昼食をはさむ活動、もしくは夜仕事から帰ってきてから、職場からまっすぐ仕事につくと、そういうような活動内容もたくさんあるかと思うんですね。そういうものも含めまして、やはりきちんと手当をしていくと、そしてそういう労苦にこたえるということが必要だというふうに思うんですね。

そういうものも含めまして、この不用額ですね、それから今後の消防団に対する予算措置を含めましてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島 勝君） 防災無線の点検につきましては、点検して3台ばかり劣化で使用できないものもございました。それについては、分団と各町の方の移動系と取りかえて分団に支障のないような考え方で進めておりました。

それと、消防団の不用額ということですが、それにつきましては当然条例定数の中で当初予算組みもしてございます。そうした中から、団員がなかなか確保できないという状況から報酬、それと現に途中で退団した団員もおるということから、募集等についての不用額が出てきたというのが状況でございます。

また、やはり消防団については、よく食料費とかというようなこともございますが、私どももその消防団についてのそういったものは、現に事業費であるというような考え方もしております。そういうことから、そういう食料費等については抑制でいく傾向にございますが、できる限りその食料費としては計上をせずに、活動費としてできれば負担金とか交付金なりの中で、できる範囲の中でのことでは予算立てをしていってというのが状況でございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 消防の方はかなり団員数、それから本部の少ない数でやっておるといふふうに理解しておりますし、そういう面では、例えば本部なんか、特に指揮などが、そういう伝達事項が各分団に出して、大変重要になるというふうに思いますし、人が少ないということはそういうことが大変難しくなってくるというふうにも理解しておりますので、そういう指令ですね。指令の伝達手段について、不自由な状況があるんじゃないかなというふうに思い

ますので、十分所管とも協議していただいて、円滑な消防活動、防災活動ができるように特段の配慮をいただきたいというふうに思います。

次に移ります。次に、56ページであります。これは老人福祉費の中ですが、委託料。布団乾燥機などこれは21万5,166円ですか。紙おむつ等も19万7,000円など不用額が上げられているわけであります。また、58ページ、この辺ですね。これは法の定めによって原因しているのかもわかりませんが、大変多額な不用額があります。その下もそうなんですが、重度障害者医療費等ですね。こうしたものは、本来なら対象者がいればきちんと100パーセント予算措置をしていくというような状況だと思っておりますが、これらについてその辺が対象者の増減でこうなったのか含めまして、この事業概要ですね。ご説明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 56ページの委託料につきまして、不用額が21万5,166円ございますけれども、この内訳といたしますと、まず布団乾燥につきまして、1万4,550円の不用額ということで、執行率が27.3%ということになっております。利用者は2名でありますけれども、入院等の利用によりまして利用回数が極端に減になったというような理由でございます。

また、生活管理指導員に派遣事業委託ということで4万8,250円の不用額となっております。執行率、この事業だけでは90.9%ということで、これも当初6名見込んでいたものが実績では5名に減ったというような内容でございます。

この56ページ関係につきましては、ほとんどこのような内容で不用額が出ているという状況であります。

また58ページの身障関係の予算でございますけれども、まず、負担金補助及び交付金が79万7,230円不用額が出ているということであります。これは、まず主なものとしましては、御宿町支援費支給に関する規則によりまして、平成15年度から利用者が自己の選択によって事業者と契約を行い、サービス提供を受けるという制度であります。

これも申請が当初見込みより若干下回ったというようなことが主な不用額となっております。また、扶助費につきましても同様に、例えば厚生医療等につきましても申請が当初の見込みを4名ということで、下回っているというようなことで、例えば22万7,908円の不用額が出ております。執行率にしますと86.9%というような状況であります。

また、その下の補装具等についても執行率が64.5%でありまして、これらにつきましても当初予定しておりましたが、実際の申請はなかったという内容になっております。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 96ページになりますが、これも委託料ですが、主な健診ですとか老人、母子、栄養改善、予防接種等がありますが、これも81万9,000円ということで大変大きな不用額が出ております。これについても、その内容についてご説明をいただきたいというふうに思います。

また、この一番下の動物愛護事業ということですが、この事業内容ですね、ご説明をいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） ただいまの委託料の81万9,771円の不用額の内容でありますけれども、まず、住民結核検診等につきましては執行率が99.9%ということで、これはほぼ計画数値になっております。また、老人保健事業につきましては、各種、がん検診でありますとか、住民基本健康診査ということで、これも99.6%と、予算で計画していた実績をクリアしているという状況であります。健診率等についても、項目によっては上げ下げはございますけれども、全体的には昨年数値を上回ってきております。

また、母子保健事業につきましては執行率が75.8%ということで、これが29万552円の不用額が出ているということでございまして、これにつきましては、内容としましては妊婦さんの健診でありますとか、1歳半健診、3歳児の健診というものが見込んでいたものより下回ったというような内容になっております。

あと予防接種につきましては、執行率が82.8%ということでございまして、これもインフルエンザ等につきましては、年々数値が伸びてきているということで、16年度実績1,401名ということで、昨年より76名増えているというようなことがございまして、予算の段階でかなり大きく予算を見込んでいたという状況でありますけれども、実数ではそれほど伸びなかったということでの不用額になっております。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 藤原環境整備課長。

環境整備課長（藤原 勇君） 動物愛護事業6万4,000円についての説明をいたします。

この事業につきましては、犬、猫の不妊手術に対するの助成でございます。16年度の実績といたしましては、猫と犬、合計で14頭ということでございます。また、雄については3,000円、雌については5,000円を補助しているものです。

また、本年度になりまして啓蒙活動の一環としまして、9月10日のお知らせ板においても不

妊手術をしましょうという促しの啓蒙活動とかを行っている状況です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

母子保健事業ですが、今次世代育成計画ですか、というような事業計画、たしか今年、去年ですか、つくったかと思うんですよね。そうした中で、この75.8%という執行率の考え方について、どう考えているのかというのをちょっと聞きたいというふうに思います。

また、何か改善すべき点があるのかないのか。昔ほかの自治体なんでしょうけれども、男女との健診のこれは専門でしょうからあれでしょうけれどもね。そういったものもきちんと対応ですか、別に対応してくれというようなこともあったような今、御宿町ではそういうことはないというふうに思うんですけれども、こうした事業をさらに有効に、住民の方に使っていただくという手だてをどう考えているのかということについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、犬、猫なんですが、特に猫について最近苦情等が大変多いというのが実態だろうと思うんです。今、ことしはそういう広報をさらにやったというようなお話もありますが、犬については別の条例等もあるわけですが、猫についても私は該当するんじゃないかなと思うんですが、そうしたものについて今後どういう対応をされていくのか。特に今都市部ではカラスだとかなんか被害も、えさだとか、そういう生ごみですか、その対応をきちんとすることによって被害を大きく減らしたというような事案もあるようなんですけれども、今後町としてどういうふうな対応をされていくのかを伺いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

環境整備課長（藤原 勇君） 猫につきましては規制がございません。いろいろと各種団体と協議したんですが、なかなかいい手だてがございませんので、野良猫にできるだけえさを上げないようにという形をお願いするとともに、できれば不妊の方もご協力くださいということで今回お知らせ板の方で紹介しているところです。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 母子保健事業の件でありますけれども、予算等の実績で詳細にちょっとご説明させていただきますが、まず、妊婦健診につきましては予算の段階では40名を見込んでおりました。それが実績では20名と。単価は1,540円でこの不用額が出ているというような状況であります。また、乳児健診につきましては80名を見込んでおりましたけれども、実績では69名と、11名減というようなことでございます。

これにつきまして、保健師が健診をされないようなご家庭に訪問して、できるだけ健診を勧

めているというような状況です。また、個人的に、例えば里帰りをして健診をされるというふうな方もいらっしゃると思いますので、必ずしも未受診ではないというふうに認識はしております。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 次に移ります。

90ページであります。道路新設改良費など契約について伺いたいと思いますが、この辺は工事請負費、それから不用額との中では、これ予算と決算ベースでこの工事請負費、例えば新設改良費の中での本数などもたくさんあるというふうに思うんですね。そういう中で一概には言えないというふうに思うわけでありましてけれども、こういう中で、金額の少ないものについてはちょっとどういう契約内容をしているかわかりませんが、随意契約なども大分多いんじゃないかなと思うんですね。

それから入札、こういうものもやっておられるものもあるかと思いますが、例えば入札だったら、最低価格、それから限度額含めまして何パーセント程度で落ちているのかと。よく今問題になっているのは100パーセントぎりぎり落ちているというのが多いという中で、この辺は入札ですね、契約内容について大分まだまだできるんじゃないかということがあるというふうに思うんですね。

具体的にその辺はどう16年度の中でやられたのか、特に都市計画などにおきまして、例えば地形図修正業務委託っていうのが93ページにあります。7,000万円を超えていて、不用額が500円だったということなんですね。これはもう少しいろんな形で努力できるんじゃないかなと思うんですね。これは補正もやっておりますから、そういう具体的な内容をここではちょっとかがい知れないんですけども、どういう契約をされたのでしょうか。特にそういう、この辺多額になってきますので、この辺の契約手法をどうとらえているのか。先ほど新井さんから経常経費の抑制に努めるようなご指摘もあったかと思いますが、この実態についてお示しをいただきたいと思います。

それから、学校費用の中で、先ほどご説明の中にもありましたけれども、大変大きな金額なのが中学校の契約だったと思うんですね。この中でも財政硬直化の大きな要因の一つになっているというふうに思いますし、思い起こせば契約については1回議会で否決となって、再契約、そういう事務もあったかと思うんですね。その中で、契約事務については、今後調査研究をしたいというような答弁を最後伺ったかと思うんですね。その辺について16年度でどういう調査研究がされて、どういう更正が示せたのか、示せるのかですね。それについてあわせてお考え

をお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 入札につきましては、16年度の率が94%でありまして、16年度では93.7%という率になってきております。

次に、93ページの都市計画費の委託費702万5,000円ですけれども、これについては800万の追加補正を組んでいただいたんですけれども、随意契約によりこのような結果になったということでございます。それで、予算額に対しての率は87%ということでございます。

続きまして制度の改正ということで、昨年的一般質問でありましたけれども、ただいま作業を進めているところでございます。また、この作業を進めている中で非常に世間を騒がせております橋梁談合とかいう事態が発生しておりまして、この事件が解明されることによってまた制度が大きく改正されるニュースも入ってきておりますので、そのような制度の改正を見て18年度からは執行したいと思っております。

なお、18年度から中学校建設の作業にも入りますので、そのように考えたいと思っております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。わかりました。

最後に、教育費全体の中で不用額大変出ているわけではありますが、これまでちょっとこういうのなかったように思うんですけれども、これは事務内容で何か今までとは違ったような、そういう内容になっているんでしょうか。その不用額についてお聞かせ願いたいとふうに思います。

それから、財産に関する調書ということで120ページであります。公共用財産であります。これは公園ですね。それから、普通財産ということで増減があるわけですけれども、財産の管理について、たしか予算化されて執行されていたかというふうに思うんですけれども。それから、名目が変わったということなんですか。それと、その実態ですね、どういう処置をされたのかと。それから、管理についてあわせてどういうふうになるのかということでお伺いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 不用額が多いということで、教育費の中で特に目立ったものとしては、需用費関係、また報償費関係が、目立っていると思います。16年度につきましては、需用費関係につきましては、今まで学校関係につきましては、物品の購入について例えば消耗品等買うときには、その都度購入してたとか、見積もりは取らずに今までの業者から購入をして

いたというような経緯がありましたので、16年度からは見積もりを取る、また必要なものはまとめて購入をする、そういった中での努力をしていただいたという経緯があります。

それによりまして、印刷費等については約半額近い経費が削減できたということが考えられます。また、ITコーディネーター事業等でパソコンの授業等やっていますので、学校で、印刷屋さんをお願いしていた分を自分たちで手づくりでつくったとか、そういった努力をしていただいたような経緯があります。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 120ページの公共用財産の減ですけれども、本年度中、増減高の減の2,475というものですけれども、実増減はなくて、振り分けによりまして公園というものが下の児童公園に1,013平方メートルいきました。この児童公園というのは、六軒町の児童公園と新町の児童遊園地です。

次に、その下のその他の施設で1,462平方メートルを振り分けたもので、その他の施設というのは月の沙漠記念館前のトイレとか、岩和田の公衆トイレ、岩和田観光案内所の敷地ということでございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） わかりました。

教育予算、不用額、いろんな努力をしていた中であるものについては半額以下と言うような結果を出していただいたというようなお話をいただきました。

そうした、やはり各課でいろんな努力をされているというふうに思います。それから、それを集中的に見る、例えば、先ほど言いましたパソコンだとか、コンピューターの問題、それから契約の問題、そこでは各課ごとにいろんなことをやっている、それがきちんと全体のそういうところは共有化して、さらにもっと高めていくということも大変重要だろうと思うんですね。

ですから、先ほど浅野議員からの提案もありましたけれども、そうしたものをやはり集約して予算執行、事業執行に生かしていただくということを最後に、これは要望として申し上げさせていただきます。

議長（伊藤博明君） 松崎啓二君。

2番（松崎啓二君） 今ごろ手を挙げても嫌がられるから、1点だけお伺いしておきたいとします。

ご存知のように、御宿は合併を選ばずに当分の間単独でやっていくんだという道を選んだわけです。この概要の中の10ページ、11ページ。私この経常収支比率、これは本年度4ポイント

ばかり上がっています。この10ページにいろいろその説明が書いてありますが、これは分母だ分子だのと書いてあってよくわかりませんが、いずれにしても、徹底的にスリム化しないとますます財政が硬直化していくんだということ。国庫補助負担金でもって補ったものを、今度は一般財源から出しているからこういうことになるんだということですね。

そうしますと、今年度だけ4ポイント上がったけれども、来年度からおさまりますよという話ではなくなると思うんですね。これはますますそのような傾向が強くなっていく、来年2ポイント上がるとこれ90%になるわけですよ。もうこれ脳梗塞みたいなものでね、本当にどこか動かなくなってくるものが出てきてもおかしくない、そのような非常に危機的な状態だと思います。この展望について、来年度は大丈夫ですよと言うのか、ぼちぼちで4ポイントまで上がらないけれども、下がることはありませんと言うのか、その辺をこれから予算組みが近づいてきます。こんな状態で行った場合に、もう本当に夢も希望もないような予算組みしていかなくちゃいけない。その辺をはっきりお答えいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 経常収支比率が上がったのは三位一体の改革により保育所補助事業がなくなり、税源移譲されたものや臨時財政対策債と。

（「それは書いてあるからわかる」と呼ぶ者あり）

企画財政課長（瀧口和廣君） はい、通常分が減ったことによるものでございます。見通しにつきましては、三位一体の改革がいまだはっきりと示されておらず、依然として見通しが非常に暗いものでございます。

ただし、中学校の建設事業などは予定年度内には完成をしなくてはならないということを考え、さらに先ほどの質疑にもありましたけれども、物件費等の圧縮に努め財源の確保に努めたいと考えております。

議長（伊藤博明君） 松崎君。

2番（松崎啓二君） 経費の圧縮はね、今までずっとやってきているのよね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

2番（松崎啓二君） そうでしょう。このパーセンテージがこのままで行けるのかどうか、どうもまたどんどん増えていくってことは、先ほど浅野議員からも質問あったけれども、本当に出を減らす以外ないでしょう。これ90%を超えてどうにもならなくなっちゃうよ、本当。それ非常に心配しているんですよ。

いずれ合併だという話もあるけれども、いずれっていつまでのことだかわかりませんのでね。

この辺ははっきりした見通しを、はっきり持ってもらって、真剣にこれ予算経費減らすものは減らしていかなければ。前向きにやりますよじゃだめなのよ、これ、まったないよ、こんなことしたら。そんなことです、よろしくどうぞ。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） ただいまご指摘のとおり、経常収支比率が高くなってきているという状況でございます。そういう中で、この経常収支比率につきましては当然一般財源の確保、これが大きくあれば経常収支比率は逆に減っていくという状況なんです、それがなかなか見込めないという状況の中では今の議員おっしゃるように、経費の削減をしていかなきゃいけないということでございます。

先ほど来から決算の中でのご指摘がございましたように、できる限りそういう委託費とか、トータルでできるものをどんどんトータルでもって圧縮していく、また有利な方法で契約をしていく、そういうようなこと。それとまた人件費等の抑制、こういったことに人件費がかなりウエイトを占めております。全体の9億を占めているという状況もでございます。そういうものはすべて経常収支比率に影響してくるという状況でございますので、そういったことも含めて、今後の行財政運営をしっかりとやっていく形でもって今後の収支バランスも均衡をとりながら努めていきたいとこのように考えております。

議長（伊藤博明君） ここで質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第12号は原案のとおり認定することに決しました。

これより4時まで休憩いたします。

（午後 3時47分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時02分）

一般質問

議長（伊藤博明君） 日程第15、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡素にお願いいたします。

なお、質問については会議規則63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることはできないことになっておりますのでご注意ください。

順次発言を許します。

石 井 芳 清 君

議長（伊藤博明君） 通告順により、1番、石井芳清君、登壇の上ご質問願います。

（1番 石井芳清君 登壇）

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきたいと思えます。

まず、第1点目であります。町長の政治姿勢と新年度予算編成方針について伺います。本日は、決算議会で16年度の決算の中、さまざまな質疑がされたところでもあります。改めて来年度、これから予算ですね、これからつくっていくというふうに思うわけですが、しかも、引き続き財政難が予想されるというふうに思います。特にことは本格的な合併の年であったかと思えます。それともう一つは、台風14号ですか、大変大きな災害をもたらしたという報告がされておりますし、ご承知のとおり災害につきましては公費で賄われているというふうに理解をしておりますので、そうした中でもかなりこの昨年の6月ぐらいから次年度の予算協議がされているというふうに聞いておりますので、事務的にはかなり進んできているんじゃないかなというふうに思うんですが、先ほど、いろんな質疑もありまして、今後どうなんだということもありましたが、特に今年のゼロ予算事業ですね、こうしたものも執行してるわけがあります。これが現在どうやっていくか、これについてもお聞かせ願いたいというふうに思いますが、こうした結果も踏まえながら新年度予算編成において、特に留意をする点などについてお伺いをしたいというふうに思えます。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 新年度の予算編成ということですが、国の地方財政重点施策は、分権型社会への着実な移行に向けた地方行政制度の改革、新たな時代に対応した行政改革、行政運営の推進、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現、安心・安全な地域社会の確立を掲げております。

財政改革では、地方への税源移譲で個人住民税のフラット化を行い、3兆円規模の税源移譲を確実に実施するとなっておりますが、明確に示されておらずいまだ不透明なところ。税源

移譲に伴い、財政力格差が拡大しないよう地方交付税により適正に対応すると示されております。

町の予算については、18年度は中学校の体育館の設計、外構工事で1億円ほど要します。19年度で中学校の柔剣道体育館建設、外構施設の整備、新しい施設の維持管理費用や将来債務の増数を考えての財源確保を視野に入れた財政運営をしなければなりません。このような状況で町税については、税制改革もあるものの依然と続く地価の下落が大きく影響し、税収は見込まれておりません。

また、普通交付税については17年度並みの見通しは立ちますが、特別交付税については合併町村に重点的に配分され、需要額が2倍になっているという状況でございます。さらに、災害被災地への優先配分がされまして、さきの県における財政ヒアリングでは特別交付税の算定には慎重にされるように指導を受けました。よって、特別交付税は減額されるものと推定されております。

中学校建設事業の目標年に完成と、小学校統合を踏まえた小学校改修計画、さらには、中山間農村地域整備計画導入に向けた財政計画をしなければなりません。

このような状況から、効率的な行政運営を目指し、収支の均衡を失わない財政計画としたいと考えております。

1番（石井芳清君） 大変な事態だということですが、大きなことはわかったんですけども、細かい話では、先ほどの決算での報告のとおりなんでしょうか。それについてもちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。具体的なね、予算編成、要するに、事業執行を含めたものについて。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） まだ具体的な18年度予算編成方針ということでは固めていない状況であります。しかし、町税の徴収については、徴収の改善などを取り入れ、高い徴収率にしたいと考えております。

1番（石井芳清君） 予算づくりについてはこれからだということだというふうに思いますが、大変財政が厳しくなってくるわけですが、たしかに出す方をいろいろ検討するというのも大事だというふうに思いますが、どう有効に使うかということについても今後鋭意努力していただきたいというふうに思います。

次に移ります。この予算に伴う話でありますけども、人事については申すまでもなく長の専権事項であります。こうした予算ですね、執行していく上におきまして、事業の連続性、こ

ういものが大変重要だろうなというふうに思うんですが、特に4月、人事異動をした中で、なかなか具体的に100%職務をこなすとなると時間がかかるのかなというのがこの経過だったというふうに思うんですね。そういう中では、やはり一定の、今度人事異動についても考えが必要だろうなというふうに思うんです。

それから、もう一つ人事のことではありますが、町議会で最近よく聞かれるのは、実は三役のことなんですね。このことについて、いろいろ聞かれるわけですけども、町長としましてこの三役について、これも大変大事な考え方だろうと思いますが、それについて今後どういう考えでやっていかれるのか、あわせてお考えをお示しいただきたいというふうに思うんです。

例えば、経費だけの問題であれば、我々も含めて歳費ですから、これは給与ではありませんからね、これは三役については報酬審議会等もありますが、自由に決められるというふうに思うんですね。そういう面では、例えば一人、単純な話ですよ、カットということになれば歳費の部分でその三役の分をトータルで一人分ぐらい減らすと、これは臨時的にも、それぐらい考えているんですね、現に大原ではそういう財政処置をかなり前からやっているというような話も聞いております。ですから、これはどうも議会も助役の選任でいろんな議論があったかと思いますが、この三役について今後どういうふうにされていくのか、長としてのまず基本的なお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは私の方から、人事関係ということで職員の人事の関係でございますが、先ほどもご質問の中にもございましたが、予算の中で人事の質問もありましたけども、やはり今現在大変厳しい状況の中でできる限り少数の中で職員を万能に使ってやっていきたいというような考え方で、この4月の人事はやったわけです。当然、そのかわった時点ですぐその今までのものを引き継いで100パーセントできるかということはなかなか難しい状況もあるかと思いますが、できる限り職員については事務引き継ぎをきちんとし、その中で、同じ係の中でそこに1人つけて、2人体制でできる限りのことをしていきながら下は覚える。それぞれの覚えていく中で次に異動をして、また新たな人を置いた中でそこで仕事も覚えてくる、そういうことでできる限り職員が全体の業務をこなしていけるような体制づくりをすることによって、やはり人件費の削減等にもつながっていくようなことだと思いますので、そういうような形で今後も対応をしていきたいと考えています。

1番（石井芳清君） 町長どうですか、人事ですけど、歳費についてはどういう考えがある。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今、鋭意考えているところでございます、適切に判断をさせていただきたいと思います。

1番（石井芳清君） そうしますとそれは、逆に言えばこれまでと違った形があり得るということも含めてということによろしいのでしょうか。

それから、それは時期とするといつごろまでにお考えをおまとめになられるのでしょうか。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 12月の定例までには判断をしたいと、そのように考えております。

1番（石井芳清君） わかりました。

私がさっき提案を申し上げたことも含めまして、また再度お考えをそのときになったらお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、職員についてであります、先ほどから申し上げておりますけれども、ゼロ予算を含めまして、いろんな鋭意努力したという、各課で努力しているとかですね、私はなかなか継承できてない部分っていうのは大変多いんだろうと思うんですね。事務の引き継ぎという、簡単に言えばそういうことなんでしょうけれども、どうしてそうなったかというふうについての、やはりきちんとその事業評価して、それが次に引き継げるようにその辺を特に注意していただきたいんです。そうしませんと、やはりこれまで1年間かけてやってきたことがまたゼロからということになっちゃうわけですから、単純な事務だけじゃなくてですね。そこを特に注意していただきたいというふうに思います。

ですから、来年の動きに向けましては、中身見てこっちがどうこうは言いませんけれども、中身っていうか人事については直接言いませんけれども、その内容については特にその辺を留意してやっていただきたいというふうに思います。

次に移ります。今年の夏、先ほど補正の方にも出てまいりましたけれども、台風の影響によりまして大変多量の漂着物が御宿海岸のほうに上がりました。14号の被災地、またアメリカでもカトリーナですか、のハリケーンの災害状況などと比べれば全く取るに足りないことだろうとは思いますが、しかし、この多量の漂着物によって例えば海水浴客がこの長い海藻によって足をすくわれて事故が起きるという可能性もないわけではありません。美観も含めて安全上も大変問題があります。冒頭、町長の報告ではこの間大変長い期間にわたって御宿町は事故ゼロできたという報告があるかと思えます。それもこうしたさまざまの積み重ねだろうなというふうに思うんですけれども。私、去年だけで終わるのかなと思ったらまたことしも来たという中で、こういう一つの災害だと思うんですね。また緊急事態だというふうに思うん

です。こういう事態が起こった場合、私はもっといろんな関係団体がいろんな協議をして、より効果的にできる、そういう場を持つべきじゃないかなというふうに思うんですね。先ほどから縦割りについていろんな指摘があったわけですけど、まずその辺をどうやるのかと。執行団体は。例えば、今回は直接的には環境課がやってたようでありますけれども、そこがやる、それはいいんでしょうけれども、じゃあどうやるのかも含めて、じゃあどういう協力ができるのか、どういう考え方が構築できるのかも含めて、そういう事務の協議をしていく、これは一例なんですね。この今度の藻くずの問題はね。さまざまな町の事業なども、今の単独の課で済むというのは大変少なくなって、逆にいろんな課が複合的にオーバーラップしながらいろんな事業を進めていくってというのが実態だと思うんです。

ですから、そういうものに対して、やはりじゃあどこが指導的立場、もしくは招集するのかと、たしかにそういう要綱はあるようでありますけれども、そうは言ったってじゃあその課ができるのかという私は現実的に大変難しいと思うんですね。ですから、そういう面ではそういう事態が発生したとき、例えば総務課長、もしくは助役がたしか事務の最高責任者だというふうに記憶をしておりますけれども、そういう人たちがその問題についてきちんと問題把握をしながら指示をすると、で協議をしていくということが大事だろうなというふうに思うんです。

それでその海岸利用につきましても、それ今藻くずの話で言いましたけれども、さまざまの人がこの海岸を利用しているわけですね。御宿町もさまざまな条例があるわけでありますけれども、そういうものがきちんとやはり有効的に、所期のその条例をつくった目的がきちんと担保できるような、そういう処置がどうなのかなって言ったら、その執行団体っていうのがないんじゃないかなと思うんですね。そういうものも含めて、今後海岸の有効利用、環境を守ることも含めましてね、安全を守ることも含めまして、この海岸についてはそういう協議会みたいなものをつくっていきながら、さらに天与の恵みである御宿海岸を利用していくということが大事じゃないかなというふうに思うんです。

まず、役場の庁舎内の問題、それから今後そういうものを対外的にもつくっていく考えあるのかなのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） ただいま庁舎内の役場の中でですけども、横断的な対応ということだと思いますが、現在ですと課長会議、また行政連絡調整会議を設置しております。ということから、各課が密接に連携をするということから効率的な行政運営ができるんだというようなことだと思います。

ただ現在、各事業ごとにそれぞれ各課からなる連絡調整会議、協議会をもって実施しているものもございます。また、本年度からゼロ予算ということからの位置づけで補佐会議を設けて、各課の連携、また協力、こういったことに必要な事項等についても調整を行いながら、また各課長からの要請により各課の職員をそこへ割り当て、体制を図っていくというようなことも考えております。

今、海岸環境の問題につきましても内部的な体制づくりをきちんといたしまして、御宿町、きれいな海浜環境を守る条例も制定されておりますし、そういうことから関係団体にも協力要請ができるようなシステムづくりも今後検討もしていきたいと、このように考えております。

1番（石井芳清君） 検討されるということではありますが、それから今そのゼロ予算、一番手の質問とも重なるんですけれども、そういう面では予算をどう執行してくれるという中で、ゼロ予算も、これまでは単課の事業が多かったと思うんですね。これからは、そういう面ではそういう会議もそういったようなものについては、2課、3課、複数集まって協議をするというようなお考えをこれから検討されるということもありましたが、ゼロ予算についても、今回、評価の話はちょっと聞かれませんでしたけれども、いろんな形で動いているというのは聞いておりますので、ぜひ今度は来年度に向けまして、そういう今度はオーバーラップして、2課、3課、4課でどういうことができるのかということもぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、もう一つこの漂着物の問題でありますけれども、先ほど補正の中でもわかりましたけれども、大変大量なんですね。これについては私も先ほど言いましたけれども、自然災害であるというふうに認識をしているわけですが、ところが、これまでこうしたものに対して補助金っていうのはたしかなかったというふうに思うんですね。

ですから、調べてみますと県レベルでは、関西の方でありますけれども、こういう漂着物の処置に対して県が補助を、条例をつくりまして補助を出している事例もあります。ですから、ぜひこういうものも予算要望、もしくは条例請求、我々議会人としてもそういうことはやっていくつもりではおりますけれども、町としてもこうしたことについて国・県への要望、先ほど国会議員なんて言いましたけれども、していく必要があるかなというふうに思うんですが、それについての考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） ただいまおっしゃるように、台風等の漂着物についての処理につきましては大変苦慮しているところでございます。その都度、県の方の保健地域整備センター

の方にも現場の確認や、また県で処理できないかというような要請はしているところですが、現在のところ手だてがないというのが実態でございます。

そういう中で、唯一特別交付税で、特別財政需要として交付税に基礎数値として算入をしていただくということで要望は既に行っているところでございます。そういった中で、今回も特別交付税については、台風14号等の被害もございまして、配分がやはりそっちの方にも重点的に流れてしまうということから、なかなか現状の特別交付税は望めない、停止をしているというような傾向もあるわけでございますが、そういうことも考えあわせながら、今後は町村会、県の町村会等を通じまして、知事とかそういった県の方にも要望等もしていきたいと、そのように考えております。

1番（石井芳清君） わかりました。

我々も議員でするので頑張りたいというふうに思います。

それから、ことし2回目で昨今の異常気象の中では、私これは恒常化していくんじゃないかなという懸念を強く持ってるんですね。それから、もう一つは砂の問題なんかも、これもこの間の台風の後でも大変大きな被害と申しましょうか、道路、また民地ですね、砂も舞っていたわけですが、そうしたものについて今後私はやはりきちんと当初予算の中に一定反映して、その担保をしていくべきだろうというふうに思うんですね。その辺のことについて、それのお考えについてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 15年度、16年度と2年ほど、飛砂及び海岸への海藻が漂着しておりまして、これについてもその季節風の変化や、海流の変化によりある程度定まってきたような状況でありますので、この予算化については当然検討課題となることと考えております。

1番（石井芳清君） わかりました。

また飛砂の問題なんかについても、私は例えば今のビーチクリーナー、またパワーショベル等ありますね、それはそれで別の課がやる、道路は道路が管理をするという問題もあると思いますが、今回ちょうどその課がお互い課長が入れかわりましたので、前職の仕事内容がよく、逆の意味でね、承知しているというふうに思いますので、より効果的に、もしくは災害が最小限で済むような形で、それはその職の範囲内でやるんだろうとは思いますが、そういうお互いの一足きちんとしていきながら、なるべく災害が最小限で済むような日常的な管理、運営ということについて、これは答弁求めませんが、努力していただきたいというふうに思

います。

次に移ります。アスベスト問題の対応について伺います。アスベスト被害につきましては、これはかなり古い時代から問題点が指摘をされている中で、国は大変その処置をしてこなかったと、約30年近く処置をしてこなかったのが実態だというふうに思います。

それで、2008年までにはというような最近の報道ではありますけれども、選挙が終わった中でこの臨時国会にこのアスベスト特別措置法については何か断念したみたいな報道もあるんですね。極めて遺憾だろうなというふうに思います。それはそれで指摘をしておきたいというふうに思います。

そうした中で、本町ではこのアスベストを使用した事業所があるという、こういう報道がされております。工場で働く労働者、また家族、そして周辺住民の方から大変不安の声が上がっているわけではありますが、現状でのこうしたアスベスト被害に対する、国・県、そして町の対応についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） アスベスト問題については、政府において本年の4月29日にアスベスト問題への当面の対応が決定されました。この問題に対しては、国や地方公共団体において情報を交換、共有することにより適切な対応を図ることが重要と考えられております。このことから、総務省では都道府県、市町村間においても各種情報の把握及び共有に一層努められるよう知事に対して依頼されました。

このアスベストの今後の被害を拡大しないための対応としては、建築物の解体作業等において、ばく露防止装置、大気環境への飛散防止装置を徹底する。解体後の廃アスベスト等の適正処理の徹底を指示する。処理業者に対し、規制の周知徹底、作業従事者の安全確保徹底について喚起する。製造工場におけるアスベストばく露防止装置、大気環境への飛散防止装置を徹底する。製造新規使用等の早期全面禁止し、代替化を検討するとなっております。

町では、自主的に8月4日に公共施設においての使用状況を調査しました。この調査は目視、設計書に基づいて調査したところ、29の公共施設のうち、石綿を成分としての製品が使われているものが13施設あることを把握しました。ただし、これらの施設については飛散する恐れはないものと考えております。

千葉県では、国からの指導により総務部市町村課、ふさのくに振興室が窓口となりまして、市町村の担当課の把握をしています。御宿町では当面の間、企画財政課で担当することとなっております。

現在のところはそのような状況でございます。

1番（石井芳清君） 事業所関係の実態とか、そんな調査とかなんかはされていないんですか、住民の、労働者だとか、それについてはどうなんですか。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 事業所等につきましては、それぞれやはり国の関係機関、こういったところが吹きつけアスベスト等の使用実態調査等を実施し、早急に公表するというようなことになっております。それぞれの当面事業所といっても人の出入りする住宅も含めて、商店とか、病院、または社会福祉施設とかそういったようなところも、それぞれの関係する省庁が調査をし公表をするというようなことになっております。

1番（石井芳清君） そうしますと、例えばあそこは新町地先でしたか、国道のすぐそばに工場があって、これはたしかその該当事業所だっているふうに思うんですが、それらの家族、それから周辺について本町は全く関知しないということなんですか。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 保健福祉課から、アスベストの健康被害についての対応についてお答えをさせていただきます。

御宿町には過去にアスベスト製造関連企業がございまして、就労していた方から、7月中旬ぐらいから、徐々に受けている段階であります。千葉労働局におきましては労働者氏名のデータが記憶されておきまして、既に石綿関連製造施設を廃止した企業は郡内に今数社ございますけれども、過去に就業されていた方の登録者数は342名と聞いております。

相談者への対応としまして、アスベスト健康障害の知り得る情報や健康診断の受診の勧奨、健康管理手帳制度について説明をしております。健康診断受診の結果、一定の所見、両方の肺に石綿による不整形陰影、または胸膜肥厚が見られるという場合、最寄りの労働基準局に申請をすることにより健康管理手帳の交付が受けられることとなります。

この健康管理手帳の所有者は6カ月に一度、国費で無料で健康診断を受けることができるという制度であります。この健康診断で異常が発見され、それが石綿に起因するものと判断された場合、労災認定される場合もあると聞いています。

また、大気汚染防止法によりまして、一定規模以上の石綿製品を製造する施設を設置する場合、届出が必要でありますけれども、8月17日現在、町内には既にこういう事業所はないということであります。

夷隅地域保健福祉医療協議会では、千葉労働局アスベスト健康障害担当者を招き、8月30日

に各市町の担当者説明会を開催いたしました。その中で、夷隅地域においては関連企業があったことから、10月7日御宿町公民館で夷隅郡市の住民を対象に石綿健康被害説明会を開催することが決まっております。

労働安全衛生担当者や専門医師により石綿健康障害について詳細な説明を受けるよい機会でございますので、お知らせ版や防災無線を通じて住民周知を図ってまいりたいと考えています。

今後、各市町単位の健康相談会なども計画をしているということであります。

1番（石井芳清君） わかりました。

10月7日というと25日ぐらいのお知らせになるわけですね。どうもありがとうございました。

それから、342名ということで、それから具体的には御宿町公民館でやられるということで、それについては非常に条件はよかったかなというふうに思っております。心配する声が結構来ておりますので、十分な対応をとっていただくようお願いしたいというふうに思います。とりあえず窓口は企画なんですか。はい、わかりました。

それから、その中でこれから解体等について問題が発生するというような今説明がありましたが、先ほどの説明の中でも、中学校の解体工事が今後予定されていると思うんですね。ISO認定の事業所だったというふうに思いますので、環境問題については大分厳しい対応を、処置をとっていただくものだろうというふうに思うんですが、この中学校の解体について具体的にどういう安全処置、こうした、具体的にはこのアスベスト等について処置がとられる予定になっているのか。また、生徒などについて、その解体工事の最中どういう対応をとられるのかですね、これも大変心配がありますので、例えばきのうの総務省の発表では、125事業所、五百数十種類のものにこのアスベストが含まれているというような調査報告がけさ新聞とかテレビで報道されていまして。そういう面ではまだまだ我々の認知していないものにアスベストが使われている可能性が多いわけで、それが解体となりますと露出、ばく露する可能性が相当に高いわけですから。それから、通常のほこりについてもこれもいろんな呼吸器障害、もしくはまた子供たちについてもぜんそくなどのそういう病気を持ったお子さんもいらっしゃると思うんですね。そういうものも含めまして、この間特に騒音については、大分細かい対応をとっていただいて、具体的にはほとんどそういう苦情も余り聞いておりませんし、きちんとやっていただいているということがわかるかと思いますが、この解体についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

もう一つは、ここにも書いてありますが、消防活動においてこのアスベスト公害、これが予想されておりまして、先般の広域議会でもこの問題が議論をされております。具体的には、広

域の方は何か酸素マスクをきちんと用意しているということで、消防自動車については対応がとれるということではありますが、そのほかについては現状のところはまだ不十分な対応であるということの認識を示しておりました。

特に消防団活動におきましては、さまざまな方が従事されていると思いますが、人数も多いわけでございます。特にやはりこういうアスベスト問題、20年から30年後に発症するということで気づいたときにはもう手おくれになってしまいます。いわゆる公務災害の一つになるというふうに思いますが、そういう面ではこういうものが周知、危険っていうのが明確になったわけですから、こういう予防処置をきちんととると、一刻も早くとるとというのが大変大事だろうというように思うんですね。

この2点について町としての対応をお聞かせ願いたいというように思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 7月以前につきましては、設計事務所の方からアスベストの件については設計書と目視、また図面等について調査したところアスベストは使用していないだろうという報告を受けておりました。

この7月1日施行の石綿障害予防規則によりまして、事業所が解体作業に入る前に事前の調査をしなければならない、その結果、届出の義務があるということで規則の改正が行われたということで、現在、施工業者の方では、専門のアスベスト調査機関ですか、専門の機関がありますので、そこへ調査を依頼するということが、現在申し込みをしてあるそうです。ただ、申し込みが殺到しておりまして8月の初めに申し込みをしたんですが、10月でないとその調査に入れないということで現在調査に入る手続は済んでいるということで報告を受けております。

これから解体作業に入るわけですが、この調査機関からの調査結果を待って、それで仮にないとしても最大限の対応をするよう指示をするということになっております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 消防関係でございますが、ご指摘のように消防機関につきましては、消防庁の方から消防隊員等が消防活動にこういう現場での活動、特に消火活動、また救助活動、そしてまた安否確認とか、原因調査、こういったような内容で調査を活動する場合におきましては、石綿の粉じんの吸入を防止することのできるような防じんマスクをつけて活動するような指導があったわけでございます。

そういうことで、先日の分団長以上の会議におきまして、こういったような内容の中での

ことも周知をしたところでございます。緊急性がございますので、既定の予算の中で防じんマスクの購入をして対応したいとこういうふうを考えております。

1番（石井芳清君） 中学校の方は対応をとっていただくということのようですが、ちょっと私聞き逃しましたが、先ほど町内の中で13施設あると言いましたが、ちょっとその13施設の名称を公表していただけないですか。29施設中13施設、恐れがあると。

企画財政課長（瀧口和廣君） 町内というより町の管理の施設でございますけれども、ちょうど今手元がないんですけれども、ないところの報告は、この庁舎はまずありません。各消防団の分団はなしということでありまして。

あるところですが、小学校施設は全部あります。また海洋センター、住宅、町営住宅ですね。それから公民館はあるということでありましてけれども、飛ばない性質のものということで現在は把握しております。

1番（石井芳清君） 小学校も飛ばない性質なんですか。

企画財政課長（瀧口和廣君） はい、そうでございます。

1番（石井芳清君） そのほかは先ほど言いましたとおり、たくさん種類がどんどん増えてるというのが実態ですので、迅速な対応をしていただきたいと思います。

それから、消防団の活動の方のアスベスト防止用のマスクであります。これは本当に専決でもいいからとにかく早く対応してほしいというふうに思うんですが、具体的にはその調達事務も当然発注かけて納品までということで、そういう期間も当然あるし、全国的にはかなり多いということもあって、きちんと買えるのかなというような心配もあるわけですが、今のところ見通しとしては、いつごろまでに消防団に入る、給付っていうんですか、できるように考えてるんですか。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 今既に発注はかけてあります。そういう中でいつというのはちょっとはつきりはしませんが、もう今月か来月の初めには入ってくるというふうに思います。

各分団とりあえず当面、筒先とか、そういうようなまた現場に入るような中で5つずつ、配慮を当面しておこうというようなことで今検討をしているところでございます。

1番（石井芳清君） 5つというともう本当に最低限ですよ、それでその消火作業に行くときも本当に急いで、もう1秒も争う形が出ていきますので、そうすると、だれが招集してだれがきちんと、一応係りは決まっているとふうに認識しておりますけれども、具体的にじゃあその消火活動だれが当たるかっていうことをその場でないとわからないというような実態だと

思いますので、きちんと団員全部ぐらいはね、30年後にこれ公務災害って訴訟されて、あなたそこへいらっしゃるかいらっしゃらないかって、少なくとも役場にはいらっしゃらないと思うけれども、そういう処置とられていますね。

ですから、もうこういうのがわかったわけですから、それはきちんと対応してほしいというふうに思います。

そのことも含めまして、このアスベストについてもこうやって一般質問した中でもなかなかどこにだれが答弁するのかっていうのも明確になっていなかったというのが実態だろうなというふうに思うんですね。予算づくり、それから予算執行も含めまして、こんな小さい町ですし、本当に顔がわかる、そういう行政、役場なわけですから、遠い距離でもありませんしね、本当にみんなが意見共有、またいろんな問題ですね、話し合いをしていただきながら有効な予算、そして執行に当たることを強く要望いたしまして一般質問を閉じさせていただきます。（拍手）

議長（伊藤博明君） どうもご苦労さまでした。

選任第1号の上程、説明、採決

議長（伊藤博明君） 日程第16、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。資料を配付いたしますのでしばらくの間お待ちください。

（資料配付）

議長（伊藤博明君） 配付漏れはありませんか。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については御宿町議会委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおりご指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長は慣例により、総務常任委員会委員を辞任したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、議長は総務常任委員会委員を辞任することに決しました。各常任委員会委員が選任されましたので、御宿町議会委員会条例第9条の規定により、直ちに各常任委員会を開催し委員長及び各副委員長の互選をお願いいたします。なお、互選に関する職務は年長の常任委員が行うことになっておりますのでよろしくお願いいたします。

各常任委員会委員長及び副委員長が決まるまで暫時休憩いたします。

(午後 4時46分)

議長(伊藤博明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時50分)

議長(伊藤博明君) なお、貝塚嘉軼君は所用のため退席いたしました。

各常任委員会での互選の結果をご報告いたします。

総務委員会委員長、瀧口義雄君、副委員長、貝塚嘉軼君、産業建設委員会委員長、中村俊六郎君、副委員長、式田孝夫君、教育民生委員会委員長、浅野玄航君、副委員長、石井芳清君。以上のように各常任委員会で互選されました。

選任第2号の上程、説明、採決

議長(伊藤博明君) 日程第17、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

選任については、御宿町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長の諮問機関でありますので、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。議長より指名いたします。議会運営委員会委員に貝塚嘉軼君、松崎啓二君、中村俊六郎君、新井 明君、瀧口義雄君を指名いたします。議会運営委員会委員が選任されましたので、御宿町議会委員会条例第9条の規定により、議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

なお、互選に関する職務は年長の委員が行うことになっておりますのでよろしくお願いいたします。

議会運営委員会委員長及び副委員長が決まるまで暫時休憩いたします。

(午後 4時52分)

議長(伊藤博明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時53分)

議長(伊藤博明君) 議会運営委員会での互選の結果をご報告いたします。

議会運営委員会委員長に松崎啓二君、副委員長、新井 明君、以上のように議会運営委員会で互選されました。

日程の追加について

議長(伊藤博明君) ただいま、議会運営委員会が開催され、議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました本議会の会議日程と会議の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申し出がありました。

これより資料を配付いたしますのでしばらくお待ちください。

お諮りします。

議会運営委員会の閉会中の所轄事務審査の件を発議第1号として日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに採決することに決しました。

発議第1号の上程、説明、採決

議長(伊藤博明君) お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（伊藤博明君） 以上で本定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 平成17年第3回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの定例会では御宿町一般会計及び特別会計の決算の認定、各補正予算など12議案についてご審議いただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれもご承認、ご決定いただき閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

皆様方から賜りましたご意見、ご要望につきましては、今後十分これを尊重、検討いたしまして、町政各般にわたり住民生活の向上、発展に寄与し、町政の運営に遺漏のないよう慎重を期してまいる所存でございます。

9月に入りましたが、まだまだ暑い日が続いております。議員の皆様方におかれましては、健康には十分ご留意され、これからもご活躍されますようお願い申し上げます。閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） どうもありがとうございました。

議員各位には慎重審議いただき、また議事運営につきましてもご協力をいただき、円滑な運営ができたことを厚くお礼申し上げます。季節の変わり目に当たり、健康には十分ご留意されますようお願い申し上げます。

以上で平成17年御宿町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時57分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年 月 日

議 長 伊 藤 博 明

署 名 議 員 松 崎 啓 二

署 名 議 員 式 田 善 隆